

平成 27 年

南三陸町議会会議録

第9回定例会 9月3日 開会
9月18日 閉会

南三陸町議会

平成 27 年 9 月 3 日 (木曜日)

第 9 回南三陸町議会定例会会議録

(第 1 日目)

平成27年9月3日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐	藤	仁	君		
副	町	長	最	知	明	広	君

会計管理者	芳賀 俊	幸 君
総務課長	三浦 清	隆 君
企画課長	阿部 俊	光 君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀 浦	現 利 君
管財課長	仲 村	孝 二 君
町民税務課長	佐 藤	和 則 君
保健福祉課長	三 浦	浩 君
環境対策課長	小 山	雅 彦 君
産業振興課長	高 橋	一 清 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間	三津也 君
建設課長	三 浦	孝 君
建設課技術参事 (漁集事業担当)	宮 里	憲 一 君
危機管理課長	阿 部	明 広 君
復興事業推進課長	糟 谷	克 吉 君
復興市街地整備課長	小原田	満 男 君
上下水道事業所長	及 川	明 君
総合支所長兼 地域生活課長	及 川	庄 弥 君
公立志津川病院事務長	佐々木	三 郎 君
総務課長補佐	三 浦	勝 美 君
総務課財政係長	佐々木	一 之 君

教育委員会部局

教育長	佐藤 達	朗 君
教育総務課長	佐藤 修	一 君
生涯学習課長	菅原 義	明 君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀 長	恒 君
事務局長	佐藤 孝	志 君

選挙管理委員会部局

書 記 長

三 浦 清 隆 君

農業委員会部局

事 務 局 長

佐 久 間 三 津 也 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

佐 藤 孝 志

主 幹 兼 総 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長

佐 藤 辰 重

議事日程 第1号

平成27年9月3日（木曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前9時59分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

きょうから9月定例会がスタートいたします。決算議会ということで長丁場となりますので、体調管理等しっかりなさって臨んでいただきたいと思います。なお、事前の調査等しっかりとなさっていただきまして、活発かつ円滑な議会運営にご協力くださいますようよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第9回南三陸町議会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において2番佐藤正明君、3番及川幸子君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から9月18日まで16日間とし、うち休会を5日、6日、12日、13日にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月18日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、議員提出議案2件、請願1件、陳情1件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、各種会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書、隨時監査報告書、財政援助団体等監査報告書、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、三浦清人君、高橋兼次君、後藤伸太郎君、今野雄紀君、佐藤正明君、小野寺久幸君、及川幸子君、以上7名により通告書が提出され、これを受理しております。

次に、総務常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） 議会資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年8月24日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

総務常任委員長 三浦清人。

平成27年第6回定例会で議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

1、調査を行った日 平成27年8月3日（月）

2、調査の場所 南三陸町指定管理施設等（ひころの里、さんさん館貸し敷地、神割崎観光プラザ、平成の森）

3、調査の事件 町政振興への取り組みについて

4、調査目的、記載のとおりであります。

5、調査項目 指定管理施設の運営状況及び今後の課題について

6、調査の概要是記載のとおりであります。

6ページ目をお開きいただきたいと思います。

7番目の結びでございます。上から6行目、下から4行目になります。

新たな付加価値を見出すのか、あえて変わらないものの大切さを打ち出すのか、いずれにしてもはっきりとした方向性を示さなくては、将来世代に財政的な負担ばかりを残すことになりかねない。町政振興という観点から、今回調査した施設以外も折に触れ調査を行うべきと考える。

以上であります。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。総務常任委員長 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ただいま局長より総務常任委員会の所管事務調査の報告を朗読していました。

私が言う分まで報告を局長がしてしまいましたので、ただいま局長が朗読したとおりであります。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で総務常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、7ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年8月24日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

産業建設常任委員長 山内昇一。

平成27年第6回定例会で議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

1、調査を行った日 (1) 平成27年5月27日（水）・5月28日（木）

(2) 平成27年8月7日（金）

2、調査の場所 (1) 兵庫県神戸市

(2) 岩手県陸前高田市

3、調査の事件 産業振興について

4、調査目的、記載のとおりでございます。

5、調査項目 商業の振興施策と展開について

6、調査の概要につきましては記載のとおりでございます。

8ページ目をお開きいただきたいと思います。

こちらのほうも最終的には、一番下段の文ですが、ランニングコストをいかにコントロール

していくか正しい判断が求められるという部分と、それから9ページ目をお開きいただきたいと思います。

上から5行目になりますが、我が町においても本格的な市街地がつくられるというふうなことで、官・民が知恵を出し合い協力していくことが求められるということあります。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。産業建設常任委員長山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ただいま、局長をして説明したとおりでございます。以上です。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で産業建設常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりましたので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） 10ページ目をお開きいただきたいと思います。

平成27年8月24日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

民生教育常任委員長 菅原辰雄。

平成27年第6回定例会において議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

- 1、調査を行った日
 - (1) 平成27年5月19日（火）～21日（木）
 - (2) 平成27年7月31日（金）
- 2、調査の場所
 - (1) 岡山県 美咲町
 - (2) ① 南三陸町役場庁舎
 - (2) ② 歌津地区学童保育施設
- 3、調査の事件 民生教育行政から福祉施策（子育て支援の取り組み）について
- 4、調査目的、記載のとおりでございます。
- 5、調査項目
 - (1) 岡山県美咲町の子育て支援プランの取り組みと課題について
 - (2) 当町の福祉施策の取り組みと課題について

6、調査の概要については記載のとおりであります。

以上であります。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。民生教育常任委員長菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） それでは、13ページをお開きください。

7番結び、朗読いたします。

現在当町では、地域子ども子育て支援事業や民間保育施設支援事業、児童手当等の給付事業などが行われている。新年度より子ども子育て支援法に基づき、施設型給付及び地域型保育給付を導入する。また、名足保育園がへき地保育所から認定こども園として再スタートする。このことにより、給食や未満児保育、さらには保育所・幼稚園機能を選ぶことが可能となる。保護者にとっては選択の幅が拡大し、子育て環境が充実され、保育料も昨年より基準が低くなる予定である。東日本大震災からの復興事業・過疎対策・地方創生事業を総合的に組み合わせて今後も子育て支援の充実や高齢者生きがい事業、障害者（3障害）事業等、福祉施策を進める必要がある。なお、事業計画の着実な推進のためには、施策の進捗状況を定期的に点検・評価することが必要である。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で民生教育常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、14ページ目をお開きいただきたいと思います。

平成27年7月15日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会運営委員長 後藤清喜。

平成27年第6回定例会において議決された、閉会中の所掌事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

1、調査を行った日 平成27年7月15日（水）

2、調査の場所 役場庁舎 2階議員控室
3、調査の事件 議会の運営に関する事項
4、調査の概要 第7回臨時会の議会運営について、議長の諮問により次の事項を調査した。項目については、記載のとおりであります。

15ページ目をお開きいただきます。

平成27年8月11日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会運営委員長 後藤清喜。

平成27年第6回定例会において議決された、閉会中の所掌事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

1、調査を行った日 平成27年8月11日（火）
2、調査の場所 役場庁舎 2階議員控室
3、調査の事件 議会の運営に関する事項
4、調査の概要 第8回臨時会の議会運営について、議長の諮問により次の事項を調査した。項目につきましては、記載のとおりであります。

16ページ目をお開きいただきます。

平成27年8月27日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会運営委員長 後藤清喜。

平成27年第6回定例会において議決された、閉会中の所掌事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

1、調査を行った日 平成27年8月20日（木）
2、調査の場所 北海道白老町議会
3、調査の事件 議会の運営に関する事項
4、調査の事項 議会における活性化への取り組みについて
5、調査の概要は、記載のとおりであります。

それから、18ページ目をお開きいただきます。

平成27年8月28日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会運営委員長 後藤清喜。

平成27年第6回定例会において議決された、閉会中の所掌事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

- 1、調査を行った日 平成27年8月28日(金)
- 2、調査の場所 役場庁舎2階議員控室
- 3、調査の事件 議会の運営に関する事項
- 4、調査の概要 第6回定例会の議会運営において、議長の諮問により次の事項を調査した。項目につきましては、記載のとおりであります。

以上であります。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。議会運営委員長 後藤清喜君。

○13番（後藤清喜君） ただいま局長朗読のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で議会運営委員会調査報告を終わります。

次に、議会広報に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） 19ページをお開きいただきます。

平成27年8月25日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会広報に関する特別委員長 高橋兼次。

平成27年第6回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

- 1、調査を行った日 平成27年7月6日(月)・7月14日(火)
7月17日(金)
- 2、調査の場所 役場庁舎2階議員控室

3、調査の事件 議会広報及び広聴に関する調査

4、調査の目的、記載のとおりでございます。

5、調査の結果につきましても、記載のとおりであります。

20ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年8月25日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会広報に関する特別委員長 高橋兼次。

平成27年第6回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

1、調査を行った日 平成27年7月8日(水)～7月9日(木)

2、調査の場所 東京都千代田区「全国町村議員会館」

3、調査の事件 全国町村議会広報クリニックに関する調査

調査の概要も記載のとおりであります。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。議会広報委員長高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） おはようございます。

議会広報特別委員会であります。ただいま局長が朗読したとおりであります。19ページについて議会広報38号の発行についての調査であります。

次のページは、議会広報の発展を目的とする研修に参加したものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で議会広報に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） 21ページ目をお開きいただきます。

平成27年8月25日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

東日本大震災対策特別委員長 山内孝樹。

平成27年第6回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

- 1、調査を行った日 平成27年7月2日(木)～3日(金)
- 2、調査の場所 山形県庄内町
- 3、調査の事件 東日本大震災に関する対策
- 4、調査の項目 南三陸町の震災復興の現状と課題について

以上であります。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。東日本大震災対策特別委員長山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） ただいま事務局長をして朗読のとおりでございます。お取り計らいよろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で東日本大震災対策特別委員会調査報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成27年第9回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

第8回臨時会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、町営舟沢復興住宅において畳にカビが発生した件について、ご報告を申し上げます。

本年7月末に、入居者からの1階の床下が濡れているとの連絡を受け、町と施工業者により現地を調査いたしました。その結果、床下への換気開口部の隙間が1、2センチメートル程度しかなく床下が換気不足であること、また雨水の一部が雨どいから床下に流れ込んでいることが確認されました。そのため、応急措置といたしまして換気開口部に設置していた化粧

カバーの撤去による床下の換気確保と、雨水配水管の経路変更による雨水流入の防止、この2つの対策を実施したところであります。

今後につきましては、応急措置による床下換気の効果を確認し次第、入居者へ改修方法について丁寧に説明を行った上で、施工業者の負担において早急に改修工事を実施する予定としております。入居者の皆様にはおわびを申し上げますとともに、今後このようなことがないよう施工業者には厳重な指導をしてまいります。

次に、宮城県内被災自治体視察事業の受け入れについて、ご報告を申し上げます。

この事業は、東日本大震災の発生から4年以上が経過し、全国からの職員派遣数の伸びが鈍化している状況を踏まえ、被災した各市町の復興状況や生活環境等について全国の自治体・関連団体からの参加者に視察していただくことで、職員派遣の必要性への理解を求めるなどを目的として、宮城県の主催により実施されたものであります。県内各市町への視察は、8月25日、26日の日程で行われ、全国から101団体、165名のご参加をいただきました。

このうち、本町への視察は8月25日に気仙沼・南三陸コースとして行われ、56団体、85名のご参加をいただいたところであります。町民皆様の生活の再建に向け、復興事業をさらに加速するためには、復興事業の担い手である職員を一人でも多く確保することが課題でありますので、今後とも引き続き職員の確保に向け取り組んでまいる所存であります。

次に、旧防災対策庁舎の一時保存に関する協定の締結についてご報告を申し上げます。

9月1日宮城県庁において行われました締結式において、旧南三陸町防災対策庁舎の一時保存に関する協定を宮城県との間で締結いたしました。この協定は、本町防災対策庁舎の解体を町において一時保留する間、県においてこれを保存管理することに基本的な事項について約したものであります。

なお、本町防災対策庁舎の県への譲渡等に関しては、正式な契約を改めて締結する予定であります。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

行政報告等に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時20分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事請負契約等の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で工事請負契約等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第5、一般質問を行います。

通告1番三浦清人君。質問件名、1、防災対策と防災庁舎県有化の内容は、2、新病院の運営について。以上2件について、一問一答方式による三浦清人君の登壇発言を許します。三浦清人君。

[14番 三浦清人君 登壇]

○14番（三浦清人君） 今回もまた最初ということで、何か定着をしたような感じも、余りうれしくはないんですけども、一般質問通告していた2件についての質問をいたします。第1点目ですが、防災対策と防災庁舎県有化の内容はということあります。

今後の、これから防災対策というものを論じるときには、やはりその過去に起きた震災災害の検証と反省を踏まえつつ防災計画なるものを作成しなければならないのではないかと常々思っているところであります。事業にいたしましても計画をして実施をし、そして評価、それに基づきまして反省、要するに検証してまた新たな計画を立てるということが望ましいのであります。質問の趣旨といたしましては、東日本大震災で多くの犠牲を出した検証結果とそして教訓は何なのかということあります。

もう一つは、防災庁舎県有化の具体的な内容、それと県有化についてのパブリックコメントの集計、これは適正だったのかという質問であります。

以上、登壇からの質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、三浦清人議員の1点目のご質問でございます。防災対策と防

災庁舎県有化の内容についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、ご質問の1点目でございますが、東日本大震災で多くの犠牲を出した検証結果と教訓についてお答えをさせていただきたいと思います。

議員ご承知のとおり東日本大震災の発災前における防災対策については、平成18年12月に南三陸町防災会議により作成の地域防災計画に基づくとし、地震・津波・防災訓練の継続した実施、防災行政無線を初めとした緊急情報伝達手段の確立など、とりわけ地震・津波への対策としてハード・ソフト両面にわたった各種施策を実施してきたところであります。東日本大震災はそれまで想定をされておりました宮城県沖の地震運動型における災害想定をはるかに上回る大津波を発生させました。本町、宮城県に限らず太平洋沿岸の各地域に未曾有の被害をもたらしました。明治29年の明治三陸大津波、昭和8年の昭和三陸津波、そして昭和35年のチリ地震津波と、この100年余りの間に3度もの津波災害を経験し、防災に対する町民の方々の意識も決して低くはなかった本町においても800名を超える方々が犠牲となられました。このことは4年5ヶ月を経過した今なお痛恨の極みとして胸にすることとあります。

こうした経験を受けまして、町では平成24年度において東日本大震災への対応等について改めて確認し、課題となった事項を整理した上でこれを新たな地域防災計画に生かすべく、被害の状況、避難行動等といったことに主眼を置いた災害検証業務を実施したところであります。この災害検証業務におきましては、行政区や避難所といった単位での当時の状況など、また今後における防災対策として反映すべき事項について確認できたところであり、これらに照らし平成26年3月南三陸町防災会議において新たな地域防災計画が作成をされたものであります。検証結果及び教訓といった点につきましては、現行の地域防災計画の総則部門にもありますとおり、これまでの防災としての対策をより一層進めながらも、いかなる災害時にも被害を最小限にとどめる減災の考え方を基本とし、新たなまちづくりにおける住まいは高台へ、また避難行動におけるより高い場所へ逃げるなど、何よりもたとえ被災しても人命は失わせないといったことを最重視した対策について引き続き実施していることが検証結果にも照らした最たる教訓であると考えるところであります。

震災復興計画における目標の1つとして、安心して暮らし続けられるまちづくりを考え、また平成26年10月に施行の南三陸町安全・安心なまちづくり条例では、自然災害への対応に限らず安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを町民の皆様とともに進めていくことをいたしました。東日本大震災における経験を踏まえ、この経験を将来につなぐものとして今後も防災・減災対策を進めてまいりたいと考えております。

2点目のご質問にお答えをさせていただきますが、まず防災対策庁舎県有化の具体的な内容であります、7月7日に村井県知事を会談し防災対策庁舎の県有化の受け入れについて正式に伝え、先般9月1日に宮城県との間で旧南三陸防災対策庁舎の一時保存に関する協定を締結いたしました。

一時保存の基本的な内容についてお話をさせていただきますが、1点目、県は旧庁舎を無償で譲り受け、敷地を無償で使用し、その維持管理を行う。2点目、県が旧庁舎を所有し敷地を使用する期間は平成43年3月10日までとし、県は同日までに旧庁舎及び敷地を町に返還をするということになります。3点目ですが、県は旧庁舎の劣化防止及び安全確保に係る修理、補強のために要する経費及びその他の旧庁舎及び敷地の維持管理に要する経費について負担をする。4点目、旧庁舎の敷地内での事故及び旧庁舎に起因する事故については県が対応する。5点目、献花台、慰靈のための施設は町が維持管理をする。6点目、旧庁舎の敷地以外で県が旧庁舎の維持管理を行うために周辺の町有地等を使用する必要がある場合は、町は必要な配慮を行うものとする。7点目、その他必要な事項については県と町との協議の上、別に定めるということになっております。

以上、宮城県はこれを受けて保存に係る費用について国への復興交付金申請の手続を行い、9月県議会に予算計上後、調査設計業務の発注を行い、保存に向けた改修工事を行う予定となっております。今後、町が行う震災記念公園の一角に防災対策庁舎が位置することや、八幡川河川復旧工事との兼ね合いもあることから、復興の妨げとならないよう県との連携を密に調整を行っていきたいと考えております。

次に、パブリックコメントの集計は適正だったのかということについてお答えをさせていただきますが、町では区長配布により平成27年4月1日から5月8日の期間で、宮城県からの南三陸町防災対策庁舎の県有化に係る提案に対するパブリックコメントを実施いたしました。町民からの意見を求める事項は、宮城県から提案のあった事項に関し町としてどう対応するのが望ましいと考えるかであります、集計の結果送付件数4,744件、うち意見提出件数664件、そのうち提出要件を満たした件数が588件、提出要件を満たしていない件数が76件、提出要件を満たした588件中県有化に賛成が350件、反対の意見が206件、その他の意見が32件であります。いただいた貴重なご意見は、複数の職員で確認作業を行い適正に処理をしたところでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） それでは、1つずつ質問をしたいというふうに思っております。

平成26年の3月、地域の防災計画なるものを作成して検証結果といいますか、私どもも配布されて読みました。それで私は、あの検証だけで、あるいは要するに計画だけで果たして4年半前のような犠牲者が出ないのかなと、十分なのかなということで、さらなる検証が必要ではないのかという私の考えで今質問に立っているわけであります。と言いますのは、具体的にこの話をする前に、これまで何度も災害特別委員会などでいろいろとお話をさせてもらいましたし、その都度町長のほうからもいろんな答弁をいただきました。そういった内容も確認をしながら、嫌な思いもするかもしれません、町長といたしましては。また聞いている遺族の方々も思い出させて大変申しわけない気持ちも私自身もありますが、ただ二度と多くの犠牲者を出さないためにもやむを得ないという思いからあえて質問するわけであります。検証ですが、我が町で多くの犠牲が出たという箇所、建物も含めて、防災庁舎あるいは病院等々が一ヵ所で多くの犠牲者が出したといいますか出たといいますか、結果的にはそうなった。また、高野会館あるいは給食センターにも多くの町民あるいは職員がおられたわけですが、そこは犠牲者が一人も出なかつた。そういう内容、あるいは検証がされたのかどうか。なぜ防災庁舎あるいは病院で多くの犠牲者が出て、高野会館あるいは給食センターで一人も出なかつたのかということを、やっぱり細かく検証しないと今後の防災対策というものを語ることはできないんではないかなと。避難所のどうのとか減災が云々といろいろ文言で書かれておるんですが、そういうことも大事でしょう、大くりと言いますか、大くりな計画は大事なんですが、しかしやっぱり細かくつぶさにやはり検証していかないと本来の二度とそういった犠牲者が出ないような計画というものが見出すことができないんじゃないかと。そういう思いから質問しているわけですが、防災庁舎あるいは病院、給食センター、あるいは高野会館についての検証はなされたのかどうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 順番にお話をさせていただきますが、基本的に防災対策庁舎の件につきましては、これは三浦議員もご承知のように先日私に対しての検察側の報告がございました。そこに至るまでに私を含め、それからあそこの場所で生き残った9人全員が警察から何回となく事情聴取を受けてございますので、そういう防災対策庁舎の内容等については既に警察が把握をしているということでございます。しかしこれは表立って発表できるものではないということは三浦議員も篤とご承知だというふうに思います。それから病院につきましては、残念ながらあそこは4階に避難するというのが病院のマニュアルでございました。しかしながら、残念ながら職員で全員3階の皆さん方を上のほうに上げるということは残念なが

らできなかつたということがござりますので、あれだけ多くの方々が犠牲になられたということになってございます。それから、松原の町営住宅の関係でございますが、基本的にあそこの場所に町営住宅をつくるということについては、当時なぜこの場所につくるんだということで我々大分批判を受けました。多分三浦議員も篤とご承知だと思います。しかしながら、あの場所につきましては津波避難ビルという国土交通省からもあそこについてはそういった指定といいますか、そういうビルだというふうなことになりますて、幸いといいますかあそこの場所で30人近くの方々が助かったということでござりますので、もしあそこに松原住宅がなかつたならば多分もう少し犠牲が大きくなつたんだろうというふうに思つてございます。いずれそういった個々の問題につきましては、いろいろ検証といいますかお話し合いはそれの中でやつてあるというふうに認識はいたしてございます。

それから、繰り返しますがこの災害を二度と命を失わないということで、我々が一番最初に取り組んだのは、とにかく高台に住むということです。震災から4カ月だと思いますが、7月末に町として基本的な、基本中の基本、復興計画の基本中の基本は命を守ること、それをどう実現できるのかと、具現化できるのかということで町としての考え方は高台に住むということの判断をさせていただいて、今言いましたように4カ月後の7月末に町内といいますか、各避難所にいた方々もいらっしゃいますので23の会場で町民の皆様方に高台移転ということについてのご説明をさせていただきました。その際、多くの皆さん方がやっぱり当時のあの大災害、頭の中に入つておりますので、皆さんがその高台移転という町の考え方については皆さんにご賛同をいただいたと、そして今の工事に至つてはいるということだと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） わかりました。住まいは高台へとか、避難所の状況はどうだったのかと、今後災害があつた場合の避難所のあり方、そういったものの計画ということはわかりました。話は戻りますが、その防災庁舎での検証といつては警察の絡みもあって、実際にはできなかつたということですね。警察の現場検証はやられて。そうすると、今後の防災対策ということを考えての町の検証はこれからはそうするとできるという解釈でよろしいですか。その辺。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その、今の意味がどういう意味かちょっと理解できかねますが、基本的に住まいも高台、それから公共施設等につきましても大体ほとんどが高台に設置をするとい

うことになりますので、これから大災害は、いわゆる今次災害が起きても命を失わないような体制を町としてつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 私の言い方がちょっとまずかったのかなと思いますが、防災庁舎での検証を今は言っているんです。これまで警察の訴訟といいますか告訴といいますかあって、新聞やテレビで見ましたけれども、この間ようやく検察のほうも不起訴ということになったという報道されました。でありますので、先ほどの町長のお話ですと、町長含めてそこで助かった方々、職員の方々の警察からの現場検証が何度かやられたということもあって、そういった問題があつて現場での検証、町の検証ですよ、災害機能検証。犠牲者を出した検証は町ではできなかつたんだろうというふうに解釈しているんで、であればもう不起訴という結果が出て警察の手が離れたとなれば、これから町が減災という観点から検証をすることもできるんですねという質問なんですね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 防災庁舎を特化してお話すること自体が私なかなか理解できないんです。というのは、ご案内のとおり当町は800人を超す方々が犠牲になってございます。我々の立場とすれば、そういう町民の多くの方々の犠牲が出た今回の震災をどのように検証するのかということが町としての一番一義的な問題だと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ですから私は最初に申し上げていたように、いろんな施設があったと、防災庁舎だけ今1つの例を出して言ったんですけども、病院もあったと。病院はすぐに解体しましたので現場の検証というのはなかなか難しい。そこで助かった方々の職員の方々、あるいは住民の方々の意見、あるいは状況を聞いてそれを反省として今後の防災対策に役立つということを言っているんであって、そしてまた高野会館、あるいは給食センター、幸い高野会館ではまだ解体しないでありますし、また給食センターはないんです。その場所では犠牲者が出なかつたと。なぜ犠牲者が出なかつたのか、なぜ防災庁舎やあるいは病院で犠牲者が出なかつたのかということを、やっぱりつぶさに検証する必要があるんじやないかということを言っているんです。先ほど町長はその病院については、3階ですかが避難所ということのような話、避難場所というか、4階ですか。そういうふうなお話でしたけれども。じゃあ話がちょっと飛びますが、防災庁舎は避難所だったのかどうなのかということを、まず私どももよくわからないんです。それから、あの4年半前の大津波災害、あの災害について

いろいろと放送が流された、町民に向けて避難の放送がなされた。あれは町長は避難命令だったのかどうなのがです。その辺のところもよく私どもはわからない。何ていうんですか、いろいろと災害が起きますと段階がありまして、避難勧告とか命令とかいうことが法律で定まっているようですけれども。あれは避難命令によって住民にああいう放送がなされたのかどうか、その辺のところをまず。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは簡単な話だと思います。高野会館で多くの方々が助かったのは、あの屋上に逃げた以上の津波が来なかつたということだけです。あれ以上の、あれより3メートル高い津波が来たらば、高野会館の屋上に避難した方々も多分多くの方々が犠牲になつたというふうに思います。単なるそこだけの違いだというふうに思つております。ある意味、検証とかというそういう大上段ではなくて、ただ単に津波の高さがどれぐらいあつたかということに尽くるんだというふうに思います。それから、何回も私お話しているのですが、防災対策庁舎は避難場所ではございません。あそこは役場職員の避難誘導する場所、あるいは避難指示をする場所、そういう場所でございますので、あそこに逃げる場所ではないということだけは、これは何回もお話しているとおりでございます。当然、放送についてはこれはまさしく避難命令でございますので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） その防災計画の中に、先ほど町長が話されましたように明治29年、昭和8年、それから昭和35年、チリ津波、これを教訓ということですと南三陸町になって防災避難訓練などもやられてきたわけですが。その昭和35年といいますと、町長はたしか8歳か9歳ですかね。物心は十分について、経験をなさつたという、だと思うんです。それで、チリ津波はチリで起きた地震によっての津波が日本にまで押し寄せた。あのときには、当町には地震もなかつた、何も前触れもなくて、後でチリから来たんだということがわかつたということでありまして、とにかく地震も何も予測もない、何もないのにあれだけの犠牲者が出了わけです、昭和35年志津川では結構な犠牲が出たわけです。それは町長も知つてゐるかと思うんです。そういう中で、今回4年半前の大地震はマグニチュード9でしたか、最終結果といいますか、マグニチュード9の大地震という大きな揺れを感じたわけです。何の地震もなくて昭和35年のチリ津波で多くの犠牲者が出了。それで4年半前の大きな地震があつた。町長はこここの最高司令者といいますか、責任者ですよね。あの地震を感じたときに、昭和35

年の津波を経験した町長は、どういうふうに思ったのか。大きな予想もできない津波が来るんではないかという予想は多分しなかったと思うんです、多分。想定外という話をしていますので。その辺、町長いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 我々とすれば基本的には宮城県沖の連動型地震で6メーターちょっとの地震津波ということは、これはずっと想定をしてございましたので、今マグニチュード9と言いますが、あの震災の第一報はマグニチュード7.9でございますので、それに従って津波の高さは6メートルというお話でございました。そこは篤とご承知だと思いますが。果たして率直に申し上げますが、あのときにあの地震でどれほどの方々があの津波、いわゆる津波遡上高、南三陸町で一番高いところで24メートルです。それを果たして想定できた方が何人いらっしゃるんだろうと、私は率直に思います。例えば、大変個人のお話をして大変申しわけないのですが、三浦議員、あの地震がありまして議場にいましたよね。あのときに一番最初に議場から逃げて行ったのは三浦議員です。これは見ていました。その後に、私は三浦議員が一番高いところに逃げたのかなというふうに思いました。その後に、地震後にいろいろ、議場でいろいろご意見したときに三浦議員逃げたのは慈恵園です。近くに志津川高校とか、あるいは志津川中学校があった。高いところがあったにもかかわらず慈恵園にとどまって被災をしたわけですよね。そういうお話を議員がお話していましたので。ですから、多分三浦議員も想定していなかったんだろうというふうに思います。いわゆる慈恵園にいれば私の命は助かると、ここまで津波は来ないというご判断なさったんだというふうに思います。ですから、あの津波で、あの地震で20数メートルの津波が来るということを想定した町民というのは、果たしてどれぐらい私はいるんだろうというふうに私は率直に思っております。ですから、繰り返しますが三浦議員も果たしてその20メーターの津波を果たして想定できたのだろうかというふうな、率直な私は疑問を持っています。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 逆に質問されたような感じもするんで、震災後の後で町長とかいろいろその状況の話も議場でもしましたし。実は私最初に、一番最初に行ったのは高校だったんですね。事情があってといいますか。高校に行きました、校庭に上がりました、軽トラックでしたけれども。行ったら余りにも早く逃げたというか、なんか一番最初に逃げたのは三浦議員だと言われたように、なんかちょっと後ろ髪、ない髪が引かれるような思いの話なんだけれども。それで高校に行きました。それで誰もいなかった。それで高校の先生と状況話を聞

いて、そして避難所が慈恵園だったんです。慈恵園は避難所になっておりましたので、それですぐ思い出したのが多分老人の方が、あれは介護施設ですからいるだろうということで下がったんです、軽トラックで。下がりました。案の定、ガラスが壊れて、建物の、そして老人の方々が庭に車椅子で数十人出されておりました。それで雪が降っておりましたし、そこで毛布を出してかけたり、いろいろと老人の方々の介護ではないんでしょうけれども、寒さのぎのためのいろんなことを講じて、そして社協にいる方がテントを持ってくる、その雪をしのぐために。ぜひ持ってきてくれということで、それ待って、そのテント張りをした中で津波が来たと。そのときは既に10メートルの放送がなされておった。最初は6メートルの放送。それで10メートルの放送が流れて、私も大きな津波が予測といいますか、津波が来るとか来ないとかということでなく、その老人の方々、雪でいっぱい濡れていましたので、大変だということでそのテント張りをやっていた最中に津波が押し寄せたということで。推測したのかだか想定したのかという話の以前の問題で、津波が来るだろうとかという頭にはなかったです、そのときは。そういうふうな状況でしたので、最初は高校に行って避難をするという意味で高校に行ったんです、事情があります。でも誰もいなかつたので下がったというのが実態なんです。それはそれで、推測したのかしていないのかということでしたので、今はそういう状況下を話しさせていただきました。町長もこの南三陸町の町民の中で、果たして24メートルの津波が誰が想定したんだろうというようなお話なんですけれども、町民の方々がどう思ったかわからないけれども、町長として住民の生命を守る町長の立場としてそれだけの想定はできたかできなかつたかという質問です。できなければできないでいいんですよ。私しなかつたというだけでいいと思うんです。何も町民の中でそう思ったのは誰がいたでしょうかとか、三浦議員も想定したんですかなんていうことではなく。私は町長でもなければ何でもないもんですから。町長としてそういう想定はできなかつたのか、しなかつたのかという質問なんです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 何回も私お話しますように、20数メートルの津波ということは残念ながら想定できませんでした。ある意味、片や車の両輪と言われる議員の皆さん方もどのような想定をしたのかということについては、これはある意味これも議会としてそれは検証する必要があるだろうというふうに思います。いずれにしましても、検証の難しさというのを改めて今お話をさせていただきますが、今三浦議員がおっしゃったように、今三浦議員は命があるから今そのようにこういう理由だったというお話を差し上げますが。検証の難しさという

のは、我々犠牲者の方々の検証も行いました。地域の方々、あるいは消防団の方々から聞き取りをしました。しかしながら、それは片一方の理由でしかないんです。本当に犠牲になられた方が、どういう理由で犠牲になられたかというのはご本人しかわからないんです。ある意味、三浦議員がもしこの場にいなかつたら、基本的にあの方は上に高校もあるのに何で下で被災したんだというふうなお話になる。今いる三浦議員は命があるから、俺は実はこうだったんだ、こうだったんだっていう理由をいろいろ申し述べますが、いずれその亡くなつた方々の検証という難しさというのはそういうところにあるということですので、ひとつご理解をいただきたいと。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 推測、予測、想定は町長はできなかつたということですよね。そういうふうに解釈をいたします。それで、最初は6メートル、マグニチュード7点幾らかですかね、それで6メートルだということで、当初は町長は屋上に行ってどんな津波が来るのかということで見ておったというお話を何度か聞きました。この議場内で聞きました。それで6メートルということで、多分防潮堤があのころ4メートルぐらいですかね、志津川とかなんかにあつた防潮堤の水門、5メートルまでもないんだね、ない場所もあるし、多分どういった予測、想定をしたのかわかりませんが、6メートルの津波であれば4メートルの防潮堤があると、2メートルオーバーして来るだろうと。それで防災計画マニュアルというのは、あれ浸水深が何メートルでしたか、4メートルでしたか4.5メートルでしたかであれば、避難命令というか避難をするというようにうたわれるあれありましたね。それは町長も知っているかと思うんですが、それはあくまでも浸水深ですよね。それで私もそのときはよく、この浸水深というのは、いつの段階ではかるんだという質問もした経緯もありますので。そういうことも踏まえて、4メートルの防潮堤があるから2メートルオーバーして来るだろうと、だから浸水深が2メートルだろうなというような解釈をしたんではないかと、私はこう思ったんです。それはそれとしまして、戻りますが6メートルの津波が来ると、それで放送室は2階だったと思うんです。放送室。あそこは何メートルでしたか。それで避難命令。町民に対しての避難命令、そして職員に放送させた。それで町長は屋上にいたと。2階の放送室で職員がその命令に従つて6メートルが来るのでということで、2階ですから4点幾らでしょう。それで、そのうちに10メートルという気象庁からの発表なのか、連絡が来て急遽10メートルの大津波ということで変更になったと。それで6メートルから10メートルになって、実際にその町長は見ているんでわかると思うんですが、10メートルの放送から津波が到達する時間と

いいですか、何分くらいだったでしょうね。そのときに町長は、先ほど私に対して生きているからそういうことも言えるんだと、亡くなった方はどうして亡くなったのかその人しかわからないというお話ですが、職員は町長の命令がない限り動けないんでしょう。動きたくても。私はそう認識しております。想定外という言葉でしうけれども、その逃げろという言葉を町長は職員に対して発したのかどうなのか。10メートルの津波が来るんで。そこで、その10メートルの連絡が入って実際に到達した時間、3分なのか5分なのか10分なのかわかりませんが、その間に6メートルだと思っていた、ここは12メートルあるから大丈夫だろうということでしたと思うんです、屋上に。それが10メートルということになれば、やはりここも危ないんだろうという認識を持たなかつたのかどうか。その辺、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変、推理作家のような現場にもいないでそういうお話をするというのは、まさしくそうなんだろうというふうに思います。何回も言っていますが、この件については再三お話をしていますが、あの津波が来た際に、あの防災対策庁舎の1階、2階、3階には誰もいません。全員屋上に上がっています。これは避難命令出しました、屋上に上がれということですので、2階、3階にはいない。一番最後に上がってきたのは職員です。これはあそこで放送した人間でもなくて、一番最後に当時総務課の席に県からの通報が入る無線があります、そちらのほうで確認した職員が最後に上がって来て、1階、2階、3階に誰もいないということを確認して上がってきていますので、その職員は生きております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 屋上にいた町長が、6メートルから10メートルになった段階で避難命令を職員にそのときに出したと、屋上に上がれと避難命令ですね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 津波の高さが10メートルという放送は、残念ながら我々は聞いておりません。我々が避難をしろと出したのは、八幡川に津波が入ってきたと、その現実を見て全員で屋上に上がれという指示を出したということです。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、町長は10メートルの放送は聞いていないと、そうですか。じゃあ、10メートルの放送から津波到達するまで何分かということはわからないということですね。八幡川に津波が押し寄せた段階でこれは危ないということで屋上に上がれと、避難しろと命令を出したと。そうなりますと、避難所でもない防災庁舎に避難をしろと避難命

令を出したという形になるかと思うんですが、それはそれでその場所にいればそうしかならなかつたんだろうと、それ以上高いところはないですからね。そういうことですか。10メートルの放送は聞かなかつたということですね。なるほど。

それから、検証で私一番このなぜしなかつたと言いますか、移動局がありましたよね、移動局、放送。放送で2日前に津波騒動がありまして、そのときに故障で使えなかつたという事実がありました。あのときも議会ですから、午後から議会が開催されて移動局が故障で使えなかつたって、翌日かな、当日か、そのときに私はここでそんな機械はすぐ捨てて新しいのを備えろと、すぐに対応をしろという話をした経緯があります。これ議事録というか、録音機流されているからね。私は記憶にあるんですよ、多分この中に当時この議会議員としていた方でもそういった話を記憶にある方がいるかと思うんですが、移動局といいますか移動しながら放送する設備が故障でできなかつたということも、そういったものも大事な検証になるのではないかと私は思うんです。それが今後どのような反省を踏まえて整備をするのかということを聞くわけであります。

それから、検証に当たつたのはいろいろと皆さんから聞いて防災計画を立てたかと思うんですが、その検証をやつたのは職員の方々がやられたのかと思うんですが、今後やはり第三者的な方々も入れながら細かく検証する必要があるかと思うんですが、その辺の考えいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当時の移動無線がどういう状況だったかというのは、ちょっと残念ながら定かではございませんので、誰か職員で知っているのいればと思いますが、残念ながら今言ったように議事録等もございませんので、それはなかなか私も承知してございません。今、これから移動無線の関係でございますが、いずれ消防団を含めてその辺の整備については行つてはいるところでございます。

第三者委員会というのは、これはまさしく別組織でございますので、執行機関の我々がそういうのを行うということはないので、今町としてそういった新たに第三者機関を設置してという考えは町としてはございません。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 第三者機関を設置でなく、町の職員と一緒に第三者的な方々を入れて検証する必要があるのでないかということを今言つてはいるんです。それから、先ほどのその移動局というか移動無線、これ故障しました。間違ひなく。この中に職員の方々で当時この議

場にいた方が何人いるか私もよくわかりませんが、間違いなく故障をしていまして使えなかつたというのは事実でありました。そのとき私は、そんなものは捨ててしまって新しく早急に入れるべきだという発言した記憶は鮮明に覚えております。それは間違いなく。ですから、今はそういう移動局の機械の整備といいますか、点検といいますか、どのようになされておりますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点目でございますが、検証については職員だけではなくて第三者も入ってございます。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君） 無線に関しましては、消防団のほうに配備しております。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩をいたします。

再開は1時10分といたします。

午前1時57分 休憩

午後 1時08分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三浦清人君の一般質問を続行いたします。危機管理課長より答弁の保留がありましたので、答弁をいたします。危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君） 防災無線の点検状況について答弁させていただきたいと思います。

現在、同報系、移動系とも毎年1回定期検査と保守を専門業者に委託してございます。それから、無線の免許がありますので5年に1度その更新手続が必要ですので、その定期検査をこれも委託しております。それからあと、自己点検ということで毎日の放送の中で点検してございます。あとそれから、消防団の移動系の無線あるいはその個別の受信機につきましては、不都合があった都度対応しているというような状況でございます。それから、当時のその移動系の故障ということなんですけれども、それはなかったということなんですけれども、同報系の可搬型の基地局が2台ありますて、その1台が歌津の消防署にあったんですがそれは流されて、もう1台のほうはベイサイドアリーナにあったんですが、それはアンテナがないとすぐには使えない状況ということで、それはすぐに復旧して使えるようにしたというふうなことでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 移動系と同報系っていうんですかね。その故障はなかったということですね、2日前に。そうですか。私その2日前の津波注意報だかなんか出たときに、この議場で担当者どなただったかわかりませんが、故障で使えなかつたという話を受けて、私はそういうものはすぐに整備すべきであるということははっきり申し上げた、鮮明に覚えているんです。じゃあそれは違っていたのかな。それはそれでいいです。ないというのであれば、あのときの話は一体なんだろうなと、今クエスチョンマークついていますけれども。極力とにかく、いつ何どきどのような災害が起きるかわかりませんので常備点検をしていただかなければならぬなというふうに思いますし。

それから検証の話になりますが、一応4カ所ほど特定の箇所を掲げて検証する必要があるということについての質問をさせていただきました。高野会館については、たまたま津波の高さが高野会館に達しないために助かったという町長の答弁であります。そうなりますと、私も言いたくない言葉も言わなきやならないんですが、防災庁舎で亡くなつた方と助かった方、その原因は何なのかということをやっぱり検証するべきであります。今後防災対策を考えるときに、こういうところにいたからこそ助かったんだと。こういう場所にいたから犠牲になつたんだと、はっきりしているわけですから。その検証が一番大事ですと私は思つてます。今後やっぱりそういった、助かった方は生きているんですから、その方々から事情を聴取してやっぱり参考にすべきだと私は思います。二度と犠牲者が出ないよう。私はせつかく防災庁舎残るんですから、あるんですから、ここにいた方が助かりましたよ、ここにいた方は流されましたよと、はっきりしているんですから。まさか役職で助かったわけじゃないでしょ。その居場所でもって助かったと思うんで、その辺はやはり今後の防災対策の意味でも早急に私は検証すべきであるというふうに思います。

次に、県有化の具体的な内容ということに入ります。

先ほど町長からこの協定の内容7項目だということで、ぱっと言われて私もぱっと書いた、なかなか書き取れないものもありましたけれども、けさの三陸新報に県有化の協定締結ということで詳しく記事が載っております。一時保存協定ということで、土地建物の無償と貸し出しと、それから移譲ですか。そうしますと、建物は県の所有物、土地は町の名義のまま無償での貸し出しといいますか。これは貸し出しなのか、県が敷地を使用するのを許可するのか。その辺がはっきりわからないでいます。これは協定ですから正式には来月のいつになるのか、れっきとしたといいますか改めた契約を結ぶというお話ですけれども。9月1日の

協定に基づいての契約だと思うんで、その辺どのような形になるのか。建物が県のほうに貸し出しといいますか移譲、それから土地は町の名義のままで県が使用する許可を与えるというやり方なのかなという認識するんですが、その辺の確認と、それから気になるのが町の土地に県の所有権が移転になった建物があるわけですから、その管理を町がするということですね。それで県有化ですから、県の所有物になったのにそれを管理とかいろいろやるのは県の職員でなく町の職員がやるべきかなという思いがするんです。やはり管理はあくまでも県の職員がやるべきではないのかなと、何で町が雇っている職員が町がお金をしてやらなきやならないのかなと、そんな思いをしたものですからその辺のところを詳しくお聞かせいただきたい。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 最初の検証の関係でございますが、これは基本的には防災庁舎の検証についてはこれは捜査当局でもう終了してございます。一番詳しく検証したのは防災対策庁舎だというふうに思っております。これはいずれにしても表に出る話ではございませんので、そこはひとつご理解いただきたいというふうに思います。検証というのはやっぱり難しいですね。先ほど三浦議員が高校に行ったが誰もいなかったというお話をしていましたが、多分見えなかったと思うんですが、あそこには志津川高校の子供たちと先生たくさんいらっしゃいました。多分上がっていって、気が動転して見えなかつたんだろうというふうに思います。ということです。

もう一つ、2点目についてお話を差し上げますが、前段の部分は担当課長から答弁させますが、後段の部分でなぜ町がということなんですが、別に金がかかるわけでも何でもなくて、あそこは私の思いがございまして職員にもちゃんと伝えてございます。同僚があそこで亡くなつた場所だということで、これまで4年5ヶ月にわたつて職員があそこの維持管理をしてまいりましたので、今後とも同僚の思いを皆さんが、職員が皆持ちながらやるということで、あそこの管理については町でやるということですのでご理解をいただきたい。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 今回の協定に基づいての土地と建物の関係について、ご説明させていただきますが、まず建物につきましては、宮城県のほうに無償譲与ということでお渡しします。それは期間としては、敷地の使用する期間です。だから一応今現在協定の中でうたわれていますのが、平成43年3月10日まで無償譲与という形で建物のほうはお渡しします。土地につきましては、使用貸借契約を結びますので、無償でお貸しするというふうな形になり

ます。それで参考なんですけれども、使用貸借権につきましては、あくまでも無償使用貸借ですので、不動産登記法で言われている登記ができる権利としては9つ権利が所有権とかいうふうな権利があるわけなんですけれども、その中には使用貸借権というのには権利の中に含まれていませんので、登記はできないということで契約だけでとめてしまう形になりますので。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 私、今2問目に移って、また1問目町長から話されてまた言わなきやないかなと思うんで、せっかくやめたのにね。検証というのは警察当局が関係するので表には出てこないとか、何とかっていうんですが。警察当局が検証というのは、現場検証でしょうが、それはあなたが告訴されたことによって、裁判にはならなくて裁判になれば争点ということになるんでしょうが、あの大津波があそこに押し寄せる想定できたのかという検証だけなんですよ、警察というのは。それが争点といいますか、起訴するかしないかはそこが一つの起点になって不起訴ということになったわけです。私が言っているのは、命が助かった方と亡くなった方がいる検証をしなさいということを言っているんです。その想定の範囲内とか、警察が調べた検証した想定内に入るのか、想定外だったのかという検証ではないんです、私が言っているのは。わかりますか言っていること。何も私どもは警察じゃありませんから、そういったことは調べる必要ないんです。あなたの告訴されたことによっての捜査というか検証は。わかりましたか。せっかく人がやめて次に入ろうと思ったらまたそういうことを言って。あとは言いませんがこれ以上。

それと、町長の思いが強いということで町の職員が管理をするんだというお話をしました。その譲渡、譲与、無償譲与ということは所有権はそのままということですか、そうしますと。そこを聞きたいんです。いろんな専門用語が、先生ですから詳しいから言うんでしょうけれども、我々はちょっとそれは無償譲与がその登記法の中でいろいろとあるからということで、結果的にはどうなんですか。私の先ほど言ったように、建物は所有権は一旦県になって土地は町の土地そのものじゃないのかなという推測されてあったもんですから、そこなんです。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 旧の防災対策庁舎なんですけれども、現状から言いますと建物の形態が現在ございませんので、津波があった後に一応財産台帳から抹消する以前に、法務局のほうで建物としての登記が職権抹消されておるわけなんです。それで、現在は登記はございません。仮に今の状態での工作物言うのか今の状態で、仮に建物の表示登記をするとして

も、いわゆるその建物としての機能を持っておりませんので建物の表示登記なり、権利の保全登記、南三陸町の名義にすること自体ができないです。このことにつきましては、一応法務局のほうとも照会かけまして登記はできないというふうな形になってはいますので、まず所有権移転登記はあり得ないというふうなことで認識していただきたいんです。それで、土地につきましては、あくまでも使用貸借契約ですので権利としての登記というのはできないんです。したがいまして、土地の使用貸借契約で後日契約をする予定で考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうですか。そういう詳しく最初から言ってもらうとね。そうしますと、鉄骨あるいは建物ではないと。登記上ですね。だから柱というか鉄骨だけだし、それはもうその賃貸はないと。それから、土地は所有権はそのままでお貸しするんだと、それも無償だと。それはわかりました。

次に、この契約が10月ですか、日にちはまだわからないと。正式には10月のいつになるか正式な契約を結ぶ。それからですよね、この保存するかしないかというその是非といいますか、議論といいますか協議、これはいつごろから始まって、どういった内容でその協議を進めていくのか。それを結論はいつごろ出すのかです。今後16年間県有化と、県有化といつても所有権はこちらですから、所有権は。そこでいろいろ出てこないのかなと思うんです。所有権が町で、その所有権者だけでその協議をするのか。それからそのまた横やりを県のほうで入ってくるのか、その保存の是非についての協議です。それはどういうふうな形でなられるんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その協議については、この間も記者会見でお話しましたが、今後その件についてはこれから詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 旧の防災対策庁舎の今後の保有に向けての計画なんですかとも、まず調査設計業務に必要な経費ということで県のほうで予算措置をしてもらわなかんというふうな事態が発生します。一応宮城県のほうで9月の定例議会に提案していただいて、旧庁舎の保存に向けた方法なりを検討する調査設計、あるいはそこら辺の予算確保を9月の定例会でしていただく予定になっております。そして予算がついた後には、庁舎の譲渡、譲与に関する正式な契約を締結して、実際に今年度いっぱいかけまして今後の庁舎の保存にどのような方法が一番ベターかというふうな形での設計業務に入ったりしていきます。次年度、

来年度以降に具体的なその内容に応じて現場で工事に入るというふうな予定で考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今の状態を維持するための予算が9月定例会だと、その10月に契約を結んで来年度に工事着工という。いいんです、それは県がやることだから、我々やることでないから、どうやろうがね。それはいいんです。中身を聞いているんじゃないんです。これからその保存するのか、どうするのかということの協議をどういった形で進めていくのかという質問なんですから。それを前提にして答弁していただきたい。それで町長は、まずはこれから協議していくというようなお話ですが、具体的に16年間保存をするための県有化ではないということだけは私ども知っているんです。16年間保存するための県有化ではない。目的は、保存するのか保存しないのかという協議の期間を16年間県有化しているから決めなさいよという話だと思うんですけれども。それまで町長なり今の知事がやっているかやっているか知らないかわかりませんがね。将来のことまでどうのこうのというほうもどうかしているかと思うんですが、要するにそういうことを聞いている。新聞を見ますと、記者会見で町長は今の段階では議論するのは難しいというコメントをされていますよね。何が難しいのか。それで町長の目的は保存が目的ではないんですかということを言われても仕方がないようなコメントだと私は思うんです。せっかく県有化になったから次のステップに進みましょうという、そういう考えは少しでも出してもらわないと、せっかく県有化になったんですから。私はそう思うんです。16年後にはまた返してもらうというような話ですが。16年間に限るのかどうなのか。その保存するのか残すのか解体するのかという是非を皆さんで協議をしてほしい、議論してほしいということでの県有化ですから。くどい言い方かもしれません。16年間かかるんですか、それまであなたいるんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には今おっしゃるとおりですが、町としての役割ということについては当然のごとくそういう議論する場を提供していくということが我々の仕事だというふうに思っております。具体にこれからどう進めるのかということについては、今この時点では明言は避けさせていただきたい。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先ほど町長のほうから、何ですか公園ですか、公園、その計画の中にその防災庁舎も公園の中に入れたいと、組み込むという計画をしていると。だから復興の事業

には妨げにはならないようにという話だと思うんですが。それで、いろんな話が飛び交っているんですが、あの状態のままで保存というか、16年間。わかりませんが、途中でその協定書なり契約書なりが変更になる可能性もあるかと思うんですが、結論が出た場合ですよ。その間は、まずあそこに現状のまま県は保存をしていくと。そのときの保存の仕方なんですが、現状のまま、あの高さのままで置くのかどうかというのも、やはりまだその辺の話は詰めていないんですか。契約書を結んで、その保存の仕方です。県有化の期間の保存の仕方は、さびどめ塗るとか何かわかりましたか、腐らないようにとかで。果たしてそのさびどめも心配なのが、上のさびどめを塗って、中はどうなっているのかという調査はしないのかなと感じたんです。鉄骨。その辺のところと、それからその例えかさ上げして、あの鉄骨を上に上げるのか、あるいはその公園をつくる中にどこかに移転をさせるのか、その辺の考え方というか協議というのはどういうふうに進めていくのかです。その何かその雨水というか、雨がたまつたら大型ポンプで排水するというようなことをどなたかがしゃべったのかどうなのか、そんな話も聞こえてきましたんで具体的なその保存の方法というのはどういうところまで進んでいるのか。それをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災復興祈念公園の整備につきましては、これは震災後からまちづくり協議会の皆さん方の中で公園部会というのがございまして、そちらのほうでこの震災をどう後世に伝えるかと、そういう鎮魂慰靈の場をどうするかということですと3年近く議論をしていただいて、彼らが公園部会の皆さん方がお示しをいただいたのが、あの場所の周辺6ヘクタール、7ヘクタールということでございますので、そこにこの防災庁舎があるなしにかかわらず、あの辺を公園にしたいというご意見いただきましたので、その方向で町としてもこれまで取り組んでまいりました。あとは具体にどのように今ご質問の部分につきましては、これから契約を結ぶに当たってその辺は協議の中で進めていくんだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 鎮魂の場というか、公園の中にそれを入れるという話と、まちづくり協議会の公園部会でそういう計画があるということと、保存か解体かの是非を議論するための県有化ということは別問題ではないかなと私は思うんです。県有化になったのは、解体なのか保存なのかということを議論する、町民の方々が決めるまでの間は県有化ということでなったわけですから県有化。で何だか、県有化になったらすぐに何かまちづくり協議会で公園

部会で3年前から鎮魂の場としてそれも建物もどうのこうのっていうような話になってくると、別問題でしょう。別問題だと思いますよ。何か残すための県有化に限定されてしまうからね。そこをはっきりとしないと、そうでなくともそう思われてんだから。ちょっと私もうつかり、知事が我が町に話をしに来いでになりましたよね。その際に遺族の方々が嘆願書なりいろいろ出したようです。知事に対して。そのときに知事は、その防災庁舎これから16年間ですけれども、観光の目的として保存はしませんと、観光施設とはいしませんと強くその遺族の方々と口約束をしたそうです。ですから、観光客の方々が観光として訪れた際には、これは観光施設として見るほかしかないんですよね。どのような形で観光施設にしないようになりますのか。非常に難しいだろうなという思いがしております。それで、住民の方々は県知事でありますから、たとえ口約束でも破らないでいるだろうと、これから見守っていきますよということを強く言っておりましたので、知事は約束を破る方ではないというふうに私も思っております。そういうことで、この問題は閉じたいと思います。

次の2番目があるんですが、パブリックコメントだ。4,744件公募をして664件の回収という14%の回収率で、提出要件を満たした件数588件、意見という要するにそのパブリックコメントというのは意見ということを書いてもらって初めて公募といいますか、その町民の方々の考えを伺うことができるわけですね。それで私ども配られた結果を拝見しますと意見だけ、要するに賛成、反対で理由のない回答といいますかかなりありました。そういうのもも有効として取り扱ったとなれば、果たしてパブリックコメントという性質上それでいいのかなど、賛成反対だけの意見だけでそれを利用とするんであれば、単なるアンケートと全く同じくなってくるんじゃないかなというふうに思います。その辺のところをどういうふうに思うのか。

それからもう一つは、その賛成の中で意見だけ賛成という、この中で同じ人物が何枚も書かれたような回答書があったと。ナンバーで言いますと、332から345まで、それから436から440まで、それからナンバー460から475までが同じ引筆というんですか、手筆っていうんですか、同じその筆で賛成というような内容のものが今言われたナンバーからいうとかなりの数のものがあったと。それも有効にしたという結果が出ていますね。それでその職員の方々が数名でそれ見て、いいのか悪いのか、あるいは賛成か反対かという判断をしたということになりますと、果たしてその職員はどのようなことでそういうふうに決めたのかなと、ちょっと不思議に思うんでその辺のところ、やはりそういったものは公にするためにも第三者を入れてのやはり開票といいますか、仕分けといいますか、そうするべきではなかったかなとい

うふうに思います。その辺のところをどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） パブコメを求める際に、何文字以上書くとかそういうことは全くございません。町民の皆さんのが賛成なのか反対なのかということの意思表示をしていただきたいということでございますので、賛成あるいは反対、それも町民の皆さん的一つの考え方だろうというふうに認識をしております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 時間がないから。私は字数が足りないからいいとか悪いとか言っているんではないですよ。意見と理由というのがあって、意見だけ述べて賛成反対と理由が書かないものについてもそれも有効としたんであれば、単なるアンケート調査と同じじゃないかということを言っているんです。わかりますか言っていること。誰も文字の数でいいの悪いと言っていませんから。それとあとは、その職員の方々の回収率は何パーセントありましたか。私は100%だとは思っていますけれども、職員ですから町が調査するに当たって職員が調査しないということはないと思うんです。それは調べればわかるんですが、もうとっくに調べてあるかと思うんですが、職員の回収率何パーセントでしたか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 職員の回収率、正直今私の手元にはございませんが100%ではないと思います。職員の中にもやはり一町民としてさまざまな考え方、感情、意見持っておりますので、職員だからといって選挙の投票のように必ずパブコメに意見を投じるという方が全てではないということから、私は100%ではないと思っております。

それから、その第三者のような方に見てもらいながらと、中身の記載の検証ということですが、政策の担当の係、夜も遅くまで総がかりでやりました。手分けして賛成反対、あるいはどちらともとれないというような微妙なものをみんなでやったわけですので、そこは守秘義務のある職員が責任を持ってしっかりやった結果だということで、ここはご理解をしていただきたいとこのように思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 要するに、パブリックコメントですと氏名とか住所をきちんと書かなければならぬという、そういった証明は職員としては出せないという思いから多分回収率100%にはならなかつたのかなという、推測ですよ。それであれば、アンケートであれば100%であったと思います。名前も誰が書いたかわかりませんので。そういうことで、どうせ

するんであれば多くの方々の意見を聞くためには、やはりアンケート調査のほうがよかつたのかなと。結果的にはアンケートと同じような取り扱いですから。理由も述べていない方々も賛成反対だけでそれを有効というか、回収というか、それを数に数えたんですから。私はこのパブリックコメントの調査というのは、100%誤りだとは言いませんがアンケートのほうがよかつたなという結果が出たのかなというふうに思います。

次に、この病院について移ります。

表記のとおり、新病院の運営について12月の開業予定、10月中に多分完成するかと思うんですが、前にも何度もこの件に関しましては合併して10年間、数えきれないほど私質問に立ちました。医師の招聘から含めましてです。まずもってその透析をする、治療をする医師の確保などはどうなっておるのか。間違いなく12月の開業に向けて心配なく、町民の方々この新病院で治療を受けられることができるのかどうか。まず、その辺からお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問でございますので、1点目のご質問でございます。今、お話をありましたように12月開業予定の新病院においての透析治療の見通しということについてお答えをさせていただきます。人工透析の必要性につきましては、南三陸町病院建設基本計画に明記されております。また、透析患者の皆様から新病院での透析治療を希望する声も多数届いておりますので、新病院においては12月の開院時より人工透析を開始するため準備を進めております。現在は透析開始に向け、透析を担当する看護師と医療スタッフの研修を登米市の医療局のご配慮によりまして、米山診療所透析センターにおいて7月より順次開始をいたしております。また、透析医師の体制につきましては、東北大学を初めとする関係医療機関等と12月の透析治療開始に向けた、ただいま協議を続けております。今後も透析患者の皆様が安心して南三陸病院で透析治療を開始できるように、その確保を図つてまいりたいと考えております。

続きまして2点目ついでに言っておきますが、2点目ですが、産婦人科、小児科医師の招聘ということについてお答えをさせていただきますが、現在小児科については東北大学の特別のご配慮によりまして週に3日医師の派遣を受け診療をいたしております。また婦人科については、現在診察室の関係で婦人科の標榜ができませんので、内科レディース外来として診察及び検診業務を行っております。妊婦健診は、石巻赤十字病院の産科セミオープンシステムに参加して実施しております。新病院では、婦人科として標榜申請をしております。現在と同様の週1回の診療を予定しております。どちらの診療科も少子化の時代の将来を担う重

要な診療科であることは十分に承知しておりますが、厚生労働省の統計によりますと平成2年から平成25年では病院施設において小児科は35%の減、産婦人科は45%の減となっており、ほぼ半減している状況となっております。専門医師の顕在化とともに、さまざまなリスク管理の上で医療機関の拠点施設に対する集約が進んでいる現状となっておりますので、両診療科とも常勤医師の招聘は非常に困難な状況となっております。このような状況を踏まえ、今後につきましては東北大学、近隣の拠点病院との連携を図りながら地域医療の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 第1点目のその透析治療ですが、これはそうしますと12月の開業と同時に治療が受けられるというお話だというふうに承りました。大変お疲れさまで。特に事務長も大変な御苦労をなさったと思うんで、住民の方々大変喜ぶかと思います。できるだけ多くの患者さんが透析を受けられるような、一日も早く多くの患者さんが受けられるようなシステムといいますか、になっていただきたいというふうに思うのであります。

次に、医師の招聘でありますけれども、町長、私ども総務常任委員会、この間の定例会での報告に申しましたように、島根県の邑南町というところに行ってまいりました。私どもの人口と大体同じぐらいの規模で、町長そして副町長とお会いしていろいろとお話をさせてもらいました。そこの町が、やはり人口減対策に取り組んでおりまして、どうすれば一人でも多くの人口がふえるのかという対策としまして、やはりその小児科と、病院ですね、小児科医と産婦人科医の招聘に力を入れたそうです。そうしたところ、小児科、産婦人科医の先生においでいただきて、おかげさまで人口は毎年2、3人でありますがふえていると、減りはしないと。これを継続することによって、1万人以下の町になって消滅することはないだろうというようなお話でありますて、町長さんと直接お話させてもらいました、副町長さんとも話をさせてもらいました。余談になりますが、副町長さん趣味でこの野鳥の写真を撮っておるんです、野鳥の写真。それでその写真を本にしたんです、1冊の。私どももらってきたんですが。その売り上げ代金といいますか、その南三陸町に義援金を送った方々、3,000円送った方々についてはその本を差し上げるようにしておったと。私どもちょうど行きましたら、その本を買いたいということで3,000円持っていたんだね。その売り上げ代金も全て南三陸町に義援金としてよこしているんです。大変すばらしい副町長といいますか、町が非常にすばらしい、職員の方々もすばらしかったです。もう私たちに説明するときの、その自分たちの人口対策についての取り組みの話をするときに、皆さんその目が輝いているんです。これ

はすばらしい町だなど、本当に小さくてもきらりと光った町だなという思いで帰ってきたんで、何も副町長に趣味で本を出して義援金として出せなんていうことは私言いません。どんどん本は出して構いませんけれども、何も真似して本代よこせなんて言えませんから、そういう町でありましたので。そこで感じたのは、先ほどお話したように町長が病院の院長先生をどこかの病院ですがヘッドハンティングしてきたということで、その院長先生にお願いして産婦人科と小児科を招聘したというお話をされましたので、ぜひ町長、今現在の院長先生とやはりよく話し合いをいたしまして、その招聘についての話し合いといいますか検討といいますか、ぜひ数多くやってもらわないとやはりなかなか医師が不足している中での招聘というのは難しいかと思うので院長先生とよく話をしてやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、邑南の副町長の話、いつだっけ、ついこの間かな、うちのほうに義援金を頂戴いたしました。大変野鳥の写真が非常にいい本だなと思いましたが、そういういろいろなご支援をいただきながら我々もこうやって進んでいるんだなというふうに思ってございます。今、ご指摘のようにこれから少子化の時代に対して、小児科、婦人科、大変厳しい環境だということは議員ご承知だと思いますが、いずれ院長といろいろお話をしながら、幸いご承知のように婦人科中村先生がおととしにちょっとうちのほうに応援しましょうかということで応援状をいただき以来、積極的にうちの町の婦人科のかかる患者さん方に対して積極的にご支援をいただきしておりますので、一つ一つそういうクリアをしていかなければならぬという認識は持っておりますので、今後とも頑張ってまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で三浦清人君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時10分といたします。

午後1時53分 休憩

午後2時09分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。通告2番、高橋兼次君。質問件名、1、人口減少について、2、道路整備について。以上2件について、一問一答方式による高橋兼次君の登壇発言を許します。7番、高橋兼次君。

〔7番 高橋兼次君 登壇〕

○7番（高橋兼次君） 7番でございます。7番は通告に従いまして質問を行いたいと思います。

質問事項は、人口減少についてでありまして、一問一答方式によりまして町長に質問するものであります。

人口減少時代の到来によりまして、日本全体で人口の減少が進む中、当町におきましては震災の影響で拍車がかかり極端な減少が顕著になってきております。我が町を初め各自治体でさまざまな施策を講じてはいるものの、成果は全く薄く歯どめがかからない状況となっているようでございます。また、特効薬がないとまで言われている現状であります。現在我が町では、復興優先を位置づけ新たなまちづくりに邁進しておりますが、人口は自治体形成の基本となるものであります。減少が進むことは大変重要な問題であると認識しております。将来的には、町の存続も危惧される人口減少問題を直視するとき、復興施策にも劣らぬ取り組みが急務と考えるものであります。次のことについて質問するものであります。

1つ目で、人口減少が進むことによる自治体の消滅が予測されているが、我が町の今後をどのように進めていくのか。

2つ目に、人口の減少にブレーキをかけ、増加に転じるための対策は、具体策でございます。

3つ目に、施策の選択と積極戦略の推進が全く重要と考えるものであります。町長の考え方をお伺いいたします。

最後に、町の財政への影響と対策にかかる財源の考え方をどのように考えていくのか。

以上、4点を登壇からの質問といたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、高橋兼次議員の一般質問でございますので、お答えを差し上げますが、人口減少について4つの項目でございますが、これいすれも相互に関連がございますので総括的にといいますか、まとめてお答えをさせていただきたいと思いますので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

人口減少の問題につきましては、今議員お話のとおり日本全体、これが直面する喫緊の課題だというふうに認識をいたしてございます。高橋議員ご質問の我が町の今後の人団動向につきましては、まさに南三陸町人口ビジョンを作成をしている最中でございまして、議員の皆様ともその内容を共有すべく準備を進めておるところでございます。結論から申し上げれば、今から45年後には5,000人を切るというそういう非常に厳しい推計結果になってございます。しかも高齢化率は5割を超え、生まれてくる子供の数は全町で年間10人足らずという人

口構成が見込まれていることから、このまま手をこまねいでいればご懸念のとおり自治体の存続が危ぶまれるという事態も考えられます。

人口減少の要因につきましては、1つは出生率の低下に伴う自然減。もう1つは、転出超過による社会減が挙げられます。ご質問の人口減少にブレーキをかける対策としましては、転出抑制と転入増加の実現をどう図るかということ、それから出生率の向上に向けた取り組みが重要であるというふうに思います。これらを達成するのは並大抵なことではございません。まずは将来にわたって、この町に住みたいと思っていただけるような魅力あるまちづくりを実現すること。そして、この町で安心して子供を生み育てていけるような環境づくりをしていくことが重要だと考えております。

今年度策定作業を行っております南三陸町版総合戦略については、この人口減少問題に特化したものでございます。議員ご指摘のように、いかに効果のある施策を選択し、その推進を図っていくかが鍵となります。先般の臨時議会では、定住促進住宅の設置についてご承認をいただきました。これはまさに転入人口の増加に直結する施策であり、総合戦略にも位置づけながらしっかりと成果を出していきたいと考えます。今後効果の高い施策を打ち続けたとしても、長期にわたる人口減少は避けられない見通しでありますが、次代を担う子供たちが生まれ未来へとバトンを受け継いでいくことができてこそ、初めて持続可能な地域社会の姿が見えてまいります。地域の課題を解決、将来にわたって生き生きと住み続けられる町を実現するためには、行政の努力だけでは限界にきております。多くの町民の皆様や将来町民となり得る皆様とも課題を共有しつつ夢のある将来像をともに描き、官民それぞれの役割を果たしていくことこそが持続可能なまちづくりの必要条件であると考えております。このことを踏まえ、総合戦略の内容につきましても今年度中の策定を目指して、住民の皆様や民間事業者等からもご意見をいただきながら作業を進めて人口減少という大きな課題に対応していくなければならないと思います。

最後のご質問であります。町財政への影響と対策にかかわる財源の考え方はということについてでありますが、予算の通常分で多くの割合を占めているのが普通交付税であるのはご承知のことであると思います。その算定数値に国勢調査による人口が使われておりますので、人口が大幅に減少すれば当然に普通交付税の大幅な減額が懸念されます。特に、当町においては震災による影響も大きく、このままでは施策の選択肢が限定されてしまうという危機感がございます。来年度以降の地方創生関連経費に係る国からの財政支援が不透明であるとともに、急を要する復興関連経費等も決して安定的な財源が確保されている状況ではございま

せんが、将来の南三陸町を見据えた効果のある政策を妨げぬように今後も財政運営の健全化に努めるとともに、官民一体となった柔軟な財政運営が行われるようにこれからも鋭意努力してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） ただいま答弁をいただきましたが、まずその先にこの減少問題については、これまで私もそうでしたが同僚議員の方々、何回となく質問がなされてきました。その中で町としての施策もいろいろと講じているわけですが、なかなかその成果というものがあらわれていない、正面に出てこないというような今の状況ではなかろうかと思います。やはりここで全般的にその質問の項目を挙げておりますが、これからの施策の拡大、拡充、強化に尽きるその質問内容になろうかと思います。この人口減少問題をマラソンに例えると、人口減少というランナーが先を走っていて、施策、政策というものが後から走っているという。そして今いろいろなものを自治体の中で、あるいは国が重い腰を上げているとあります。その施策をいろいろと考えている中でも先を走っているランナーはどんどんどんどん走っており、後から走るこの対策のランナーとは距離が広がる一方であります。このまでは最初に挙げた消滅というようなことちらほらと見えてくるようなことになろうかなと。やはり今、ここでこれ以上広げられるわけにいきませんので、この施策を思い切ったものを、起爆剤となるような施策を講じ、そして継続して距離を縮め、あるいは追いつくというような考えのもとに質問を進めていきたいと思います。

人口減少が進んでいるのですが、この町が存続するための将来的な人口を幾らぐらいで見られるのか。我が町も総合戦略推進会議ですか、ここにおいて示された推計で施策に取り組まない場合で15年度1万261人、そして20年後の52年には8,109人となっているわけであります。ある程度の減少は避けられないとしてもさまざまな施策を講じていった場合に、将来的にその基準となるような人口をどの程度に定めているのか、またそのときの財政状況シミュレーションなどをしたことがあるのかないのか。それでやはりこの人口に見合ったような財政規模とその体制というものを考えておく必要があるのではないかと思うんですが、その辺まずもってお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど、人口減少の原因として2つお話をさせていただきました。出生率の問題と、それから転出の抑制ということをお話させていただきました。実はその出生率が大変厳しくございます。震災前の当町の出生率は1.7でございました。人口を維持するのに

2.07というふうに言われておりますが、震災前1.7という数字でしたが、これは平均値にしますとほかの自治体の平均値で、これ高いほうでした。残念ながら震災後まもなく5年迎えるわけでございますが、この震災後の出生率の平均値1.15です。多分、私はある意味いろんな環境等があると思うんですが、仮設住宅に今お住まいになっている方々がたくさんいらっしゃるという状況の中で、この出生率の低下ということについてはある意味現実いたし方がないのかなという部分も確かにあるかなというふうな思いがあります。その中で、我々として今先ほど申しましたように出生率をどう上げていくかということ、それから転出をどう防ぐかと、転入をどうふやすかということについて、今地方創生官民連携推進室で総合戦略版の策定の中でいろいろご議論をしていただいておりますが、その中で全員協議会の開催を要請をいたしておりますが、その中でその内容等につきまして詳しく説明もさせていただきたいというふうに思ってございます。今ご質問等の内容につきましては、室長もいますのでその辺はあともう少し、その人口の問題等については説明をさせたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監兼地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） お答えさせていただきます。

人口につきまして、町が存続するためのその適正な規模というご質問をいただきましたが、正直なところその具体的に何人程度であれば存続できるというものが示されているわけではございませんし、現時点でそれを策定できているわけではございません。今後、今現在とり行っている復興のさまざまな施策や、これから取り組む人口減少に対する施策の効果を含めて人口の推移がどうなっていくのかを見定めていく必要もございますし、その中で行政サービスをどの程度まで継続していくのか、そういったのを全て包括的に考えなければならない問題だと思っております。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 財政規模、財政計画のご質問でございましたので、私のほうからご答弁申し上げます。

先般、新町建設計画の見直しを行った際に、当面なかなかこれ推計難しいんですけれども平成37年度ベースで一体財政規模どれくらいになっていくんだろうかということで一応試算してございます。当然、本年度も国勢調査が実施されますし、また5年後大規模調査が実施されるということで非常に見通しがかなり険しい状況ではございますけれども、そういったことも勘案いたしまして大体平成37年には予算規模は大体55億程度になるんだろうなというふ

うに見越してございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 難しいですよね。いかに見るかと言われてね、漠然とね。いろんなものをこうよく調べて、そして推計しなきやならない。これよく知っているんですけども。推進室もでき上がったわけですから、その辺あたりまで内容等も進んでいるのかなと思ったわけです。しかし今、やはり大事になってくるわけでありますので、今復興で追われる状況にはあるんですが、復旧復興もやがては収束していくわけでありますので、そのときに向けての町存続の考え方というのは今からやっぱりきっちり計画を立てておく必要が大事なのかなと、そう思っております。

町長がその出生率、後で質問するんですが、出生率はやはりその人口減少の一番の源になるのかなと、そう思っております。それで、今この財政計画の中で37年にその55億程度というようなことで、それに向けたといいますか、その財政内容に、何ていいますか維持継続できるようなその今の公共施設の整備に至っているのかいないのか。それは必ずしもそこに向けて今やっているわけじゃなくて、復旧というものが原則でありますから、なぜこれを言うかと言いますと、今この復旧復旧というような考え方の中で全てを復旧していって人口が減ったということになりますと、やっぱり若い世代に将来負担というものが出てくるのかなという、そういうところも心配するんです。ですから、その辺当たりを考慮したその再整備になっているのかいないのか、その辺当たりを。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど、いわゆる政策が後追いというお話をございました、これまである意味4年間につきましては、今高橋議員おっしゃるように復旧そして復興という事業に邁進をしてきたという経緯がございます。しかしながら、今年度予算等については議員の皆さん方にご承認をいただきましたけれども、基本的に将来の南三陸に向けての政策ということで、ある意味特化している部分が子育て支援をどうするかということで政策立案をさせていただきまして、そこの中でご案内のとおり保育料がほぼ半額ぐらいという状況と、それからあわせて予防接種の助成等が拡充したこと、それから医療費を高校3年まで無料化という、そういう子育て支援をまだ第一弾ではありますが、これを継続しながら拡充していくということがこれから子育て支援世代に対する大きな支援になるんだろうというふうに思いますので、これからも我々としてはそういった政策の面においていろいろ取り組んでいきたいというふうに思います。なお、後段の部分につきましては財政担当課長から答弁させ

たいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 公共施設の整備全体ということと、それから将来への見据え方という部分につきましてですので、私がちょっとお答えをさせていただきます。

災害公営住宅を合わせますと、440億円の公共施設の予定でした。あれから1年以上たっておりますので、いろいろなその建設コストも上昇しておりますので間違いなくそれを上回るという。これ財政負担はイニシャルの分につきましては、当然議員ご承知のとおり、ただし次世代への負担を大きく残すという。実は公共施設の建設計画、あるいは役場とか学校とか個々の詳細設計を担当課と詰めるに当たっては、ぎりぎりの面積、あるいはぎりぎりの予算でやるようにしております。もちろんその20年、30年の先を考えた公共施設のあり方というものは、当然やりたいしやるべきだと思うんですが、20年、30年先を考えていると5年先のことともしかしたらできないのではないかと、実はそういう相反することとやりながらやっています。だから、国のお金があるこの5年以内にということを選んでいるわけではなくて、やはりそういったその事情もあるということでやっております。建設課を中心に今ライフサイクルコストということで、毎年の維持管理、減価償却相当でどれくらいの町の公共施設の維持費がかかるのかということもやってございますので、繰り返しになりますが個々の建物ごとにぎりぎり絞って設計をしているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） わかるんです。今ある人口を基準にというふうな考え方もしなければならない、減ることを想定して今整備することは好ましくないと思うんです。思いますが、余りにもそういう方向に走っていくと若い世代に重荷をかけるのかなと、そういう考えであります。それで、今いろいろまちづくりについて若い方々に多く参加していただいて、今いろんな協議をしているわけです。ですから、そういう場においても完全なるセーブというか、そういう考え方だけじゃなくて、あなた方の世代にも負担がかかりますよというような指導といいますか、そこよく常に考えながらこれからのかなと、そういうことあります。これ参考といいますか、これから町がいろいろ厳しくなる中で、一つのこういうこともやつたら、できないのかなというような思う節があるんで、それを申し上げますと、政府においてはまだ本腰ではないのかなと思いますが、国際リニアコライダーですか、ILCですか、超大型加速器というよ

っと我々にはよくわからないことがあります、この誘致の話というか、こういうのが出てきているようありますが、この候補地が近く、我が町のすぐ近くを想定しているような話も聞くんです。その I L C の計画管理の技術の高性能の開発室というようなことで、8月26日に文科省から発表があったんですが、予算概算要求しているというようなことで、これはもうほぼ決まってきたのかなというような解釈するんですが。この宇宙のその成り立ちの研究からがん治療の最先端までの、その世界最先端の施設だと。それで経済効果は、建設から運用まで約4兆円以上とも言われているというふうなことで、この近くにその誘致があるとなれば、我が町も一枚かまれないのかなと、関連できないのかなと。このようなその計画について少しこの関係を持っていった場合に、今後その将来的に我が町もある程度何かいろいろ人口対策についても影響というのが出てくるのかなという、いい影響ですよ。悪い影響でなく。そういうことも考えているんですが、ちょっとその辺あたりどう考えているんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） リニアコライダーだと思いますが、基本的に実はこの構想につきましては、先頭に立っているのが一関の勝部市長さんが先頭に立っておりまして、うちの町にもおいでをいただきて若干説明等もいただきました。圏域いわゆる岩手の県南、それから宮城の県北と一緒にになってこの誘致活動に取り組みませんかという、そういうご案内でおいでをいただきました。正直申し上げまして、じゃあ、どうこの南三陸に結びつくのということになりますと、なかなかちょっと見えない部分が実は正直ございます。そこは今ご指摘でございますので、これからその辺をどう南三陸町としてリニアコライダーが導入になった際にどういうメリットがあるのかと含めて検証はしなければいけないというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） よくというか、全然私も知らないんです。ちらっと情報というか、そういうものを耳にしたもので、そういうことを町の将来を考えたときにかなり有効的な存在にもなり得るのかなというような、そんな考えを持ったものですから、ぜひ5年後、10年後、復興は完治します、だけれども合併推進がはかられるなんというようにならないように、いろんなところに目を向け、そして手を入れてやっていくべきなんだろうなと、そのように思いまして1つ目ということになりますが、終わるんですが。

次に、ブレーキをかけると。これも対策として大きく考えると、先ほど言いました出生率の増加、そしてその定住移住人口の確保、それからその交流人口の増加と、私は3つ大きく分けるべきだなとこういうふうに考えているわけです。そこで、出生率の改善策、先ほど町長

も申しましたが、これを難しいんではありますがどう考えて、どうこれから取り組んでいくのか。その出生率の向上には、結婚が大前提になろうかと思います。我が町では、この結婚の何でいうんですか推進状況、現在の。またその結婚、あるいは妊娠、育児その現在の対応とそれから、これから改善していくんだというようなそういうところをひとつ質問してみたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 町長が言うのかなと思っていましたが、出生率につきましては数字上先ほど申し上げましたとおり1.15、これを2.0を超えるようにしないとだめだという、これはもう物理的、理論的にもう示された数字でございますので、それに挑戦をするということになろうかと思います。それから、結婚の問題につきましては、これまで議会でも何十回となく出ておりまして、なかなかそのご本人さんの思いですとか、結婚するんだという気持ちだとか、個人間がございますのでそこに行政がこじ開けるようなものも、これもなかなか難しいのかなということですが、やはり自治体の存続が危ぶまれるということになれば今までのよう、いやこれは個人間だからというわけにもいかないので、もしかしたら新しい結婚対策というのも何か考えなければいけないのかなというふうに思っております。それから、その次は子供が生まれるということでございますが、それもまた子供がいらないとか、それも個人間になりますが、できればその生まれた後に安心して町が育ててあげるからというような環境ぐらいは行政のほうが主導的にできることだと思いますので、最後のその出口の育てるというところに少し知恵を出したほうがいいのかなという感じでございます。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 大分なんか苦しいような。課長言ったように、これまで結婚についていろんな議論がなされてきました。さきのその定例会においての、ここに結婚相談連絡協議会って当初あったんですね。が、しかしいろんな社会情勢あるいは価値観の多様化なんというようなことで解散してしまったというようなことではあります。やはり、行政がその細かいところまで入っていくのは、なるほどわからないわけではありません。余り好ましくないのかなと思います、個人的ないろんな考え方、あるいは環境等がありますので。それで行政が余りその細かいところまで入っていけないんであれば、その第三者というか別の機関などを設けていただき、そこに委託して半歩でも一歩でも前進していって推進という、そういうこともできるんじゃないのかなと。当然その復興というような大きな仕事もありますので、

そういうようなことでやっていかないと一向に進まないのかなと。要は、子育てはこれまでいろんな施策が打たれてきましたが、子育てよりもやっぱり子づくりでしょうと。ここに何でいうか考え方をもう少し移して考えていかないと、出生率なんていうのは上がらないし、またその一番欲しいといいますか、一番重要な生産年齢人口ですか、ここがふえない。ここがふえないと、やはり町を継続していくには大変厳しいものがあるんだろうなと、そう思います。大変なことはわかっております。大変なことはわかっておりますが、やはりここを何とか支援しないと、うまくないのかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町の姿勢というのも、これは今お話のように大事だというふうに思います。ただ、先日ちょっとアンケート結果というんですか、若い世代のアンケートが出ておったのですが、いわゆる結婚で束縛されたくない、あるいは子育てで苦労したくないとか、そういうその世代の方々が大分ふえてきたという、この間アンケート調査が出ておりました。多分昔と違って大分価値観そのものも大分変ってきているんだろうというふうに思います。結婚相談連絡協議会これは震災前のしばらく前にありましたが、自然的に解散ということになり、これは実は行政からやめてほしいということではなくて、多分ご承知だと思いますが連絡協議会の相談日を設けても、もうほとんど人が来なくなって、ほとんどというよりももうゼロという状況がずっと続きました。そういう関係で相談員の方々が、これでは我々がこの連絡協議会の委員をやっている意味合いないなということがございましたので解散という経緯になりましたが、いずれにしましてもただ単にできない、やらないということではなくて、その町としての姿勢というのを示すということはこれはひとつ必要なんだろうと、そういうふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そういうような形で、結婚についても力を入れていっていただきたいと。それで、結婚はしたが先ほどどなたか言いましたが、結婚はしたが子供ができないというようなケースも多々あるようあります。それで、やはり子供は欲しいんだと、これ貴重なやっぱり若い方々であります。子供がほしいんだと、でもできないんだと。ただ、やっぱりそれを正面に出すということは、何でいいですか個人情報とかいろんなものを気にして、なかなか正面に出さない方が多いようありますが、相当おられるようあります。それで、これには相当その経費もかかるんです。先ほど民生教育常任委員会ですか、視察の結果の中で出ているようですが、市町村単独のその補助、助成というものを宮城県でも13市町村

ぐらい単独でやっているようです。県のその助成もあります。それで両方受けられると、これ相当助かるのかなと。そういうような、我が町でも少しでもその出生率の向上に向けて、こういう方々を支援するべきだとそう思いますがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 不妊治療の関係だと思いますが、望んでも恵まれないという方々が結構いらっしゃるというのは承知をしてございます。私も知っている方がそういう治療を受けた経緯がございまして、基本的に1回、2回じゃなかなか済まなくて何回か回を重ねないと結果といいますか、そういうのは出てこないというのがございまして、そのたびに応分の負担がかかってくるということですので、今議員お話のように一定程度県等の補助があるんですが、他の自治体において上乗せ補助ということもやっている自治体もあるということですが、その実態状況についてはちょっと担当課長から答弁させますが、いずれその辺については大変重要な部分だというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、私のほうから不妊治療の支援ということで現在の内容をわかっている範囲で答弁させていただきます。

厚生労働省のほうで不妊治療の助成ということをやっておりまして、各都道府県が窓口となって実施しておるようでございます。宮城県の場合は、1回の治療に当たりまして15万円を助成しているといった情報を入手してございます。それで議員さんからもお話がありましたとおり、県内の13の市町でこの15万円にプラス10万円の上乗せをして実施しているようございます。当町におきましては、保健センターを中心とする事務レベルでこういった助成も必要ではないかということで現在検討を進めておるところであります。まだ具体にこの助成事業をしましようということにはなっておりませんが、やっとその検討が始まったという状況にあります。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 人口増加というよりは減少の歯どめ策の基本中の基本にもなるのかなというような考え方をしているんです。それで、やはりその出生率が早く上昇して回復したというようなところは、やはり早くやっぱり減少に歯どめがかかっているんです。この回復率が5年おくれると300万人減るとまで言われているんです。300万人っていうと、宮城の人口全部なくなってしまうような感じ。だから、これ今待ったなしの状況に来ているのかなと。だからこの質問をするに当たって、今我が町は本当に大変な震災からの復興で、皆さん本当に

頑張っているところで、またこれもやれというのは本当に何か心に少し痛いところあるんですが、でもこれやはり町がやっていくのが基本ですので、苦労ではありますがやはりこれを力を振り絞っていろんな策を練ってやっていく必要があると思います。これから検討するというようなことありますので、財源のその等々もいろいろあるんだろうと思いますので、できれば南三陸町ならではという助成内容にしていただきたいと。ほかが10万というときは30万ぐらい出すとか、そういうようなことをやっていかないと起爆剤にならないのかなと、そう思っておりますので。それは課長先頭でなく町長の考え一つだと思いますので、どうでしょうかその辺あたり気張ってやれるように。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 人口の問題については先ほど来お話していますように、一自治体の問題ではなくて日本全体の問題、とりわけあの宮城県でもこの間人口予測を出しまして、今240万人弱います。ですが、これが30年後には200万人を切ってしまうという、マイナス40万人になるというそういう人口予測も出ておりますので、これは自治体の問題ということも含めて、県の問題ということも含めて、県が今15万ということですがこの県の15万という負担をもう少し上げてもらえないのかということを、まず第一弾的にその辺の県と折衝も必要なんだろうというふうに。それとあわせて、今ご指摘のあったように町としてどうできるのということも含めて、これは並行しながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） ぜひそのように進めていっていただきたいと思います。それで、2つ目に関しましては定住移住もその人口の確保です。この中では、いろいろ今もやっているんですが、一番そのまず大事なといいますか柱になるのは情報施策の展開というようなものをもっともっと強くやっていくべきであろうなと、そう思うんですがその辺あたりどのような考え方でありますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この定住移住関係については、ある意味震災前からさまざまな情報提供をさせていただいて、町のホームページを含めてやってございます。さっきの答弁でもちょっとお話をさせていただきましたが、この間8月の臨時議会で議会の皆さんにご承認をいただいて定住促進条例ということでご提案をさせていただいて議決をいただきました。その中で、基本的にはなぜつくったかというのはご案内のとおり歌津の中学校の近くに5戸の移住住宅を建設いたしました。今ちょっと建設課長に確認をしましたら、問い合わせは全国から十

数件あって既に申し込みは5戸なんですが、申し込みはもう既にそれを上回っているという状況でございますので、ある意味そういった移住、いわゆる住宅の問題が解決しないとなかなかお入りをいただけないということもございますので、それは今好評をいただいて進めているということです。もう1つに、前から言っているように館浜でもう10戸残ってございますので、館浜のその10戸もあきましたらば、それも含めて住宅として再建をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今その定住、その条例の話が出ましたので、後でと思ったんですが出たついでに、臨時議会この条例が出たときに私のその何でいいですか、身体の状況でちょっと午後早退しましたので、この条例の議論のときはいなかつたんです。その後、いろいろその資料を見てまして、この附則の中に家賃の特例があるんです、条例に。これがその平成30年の3月31日までの期間にというようなことになっているわけです。2分の1の額とするというようなことであったんですが、この期間を定めた根拠は何なのか、30年という期間を定めたのは何なのかなと。今の話だと、募集して大分その人気があるような話でありますので、30年までには全部入るんだろうなとは思いますが。これが例えれば、30年過ぎて入ってくる人があったとすれば、先に入った人たちと後から入った人たちには不公平感が生まれるのかなと。そういうその定住対策の内容ではちょっと、これはちょっとうまくないのかなという感じたのですがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 家賃でございますけれども、いずれ家賃は何とか決めなきやないということで、通常であれば国のはうの算定式がございますのでそれは自動的に決まるわけですけれども、今回は単独費で対応したということで、実は一番苦労したのが家賃をどうやって決めようかなということでございました。他の市町村の例を見ますと、決して安い額では貸し出しあしていないということがございましたので、ただそれだと余りにも他の市町村と差がないだろうということで、条例に載せておりますのは建築費から算定した額でございます。やはりこれが基本になるんだろうと。ただ、それだとやはり余り魅力的な金額でないなということで、ここは町の考え方として半額でどうだということで半額にさせていただきました。それも根拠があるかというと、あるようでないような数字だということでございます。それと、1つ考えたのが平成30年3月ですとほぼ災害公営住宅が完成して約1年後でございますので、全て必要な方は入居されているだろうと。そこで空き家が出るかどうかはこれか

らの状況を見ないとわからないんですが、そこで一旦立ち返ってその価格がその災害公営住宅の家賃と比べたときにどうなのか、単純に言えば所得がない方であればその1万円より確かに安い家賃で入居できるわけで、そうしますと定住化住宅の余りそれも魅力がなくなるだろうということなので、一旦3年後にもう一度その金額については見直したいという意味もありまして平成30年3月31日までとりあえず2分の1にするということでございます。ですから、3年後にその2分の1が妥当かどうか再検討させていただきたいという意味でございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 根拠があつてないようで、何かちょっとあれですが、その見直しのための期間というような解釈でいいんですね。ただ、やはり定住のための魅力として捉えるのであれば、入居後まちまちでどうから入居するにはその人によって、入居後例えば3年間とか5年間とか10年間とか半額にするというのが適當じゃないかなと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほどお答えしたとおり、当面、本則から言いますと建築費を耐用年数で割って12カ月で割るとあのような数字になるということで、基本的にはこれに本来であれば維持管理費を加えた額が家賃になるのが普通だと思います。ただそれは、ただそれですとやはり一般の住宅と比べて高いだろうと、町が経営している住宅でかなり高い数字でございますので、ある程度といいますか本来あるべき家賃といいますか、公営住宅の家賃の計算方法でいくと大体1万円前後になります。その被災による減額とかそういうことを除けば、あの程度の面積での設備であれば、普通に計算をいたしますと約1万円前後だということなのでちょうど50%だと、ちょうどいいんかいといいますか、その程度だろうと思っています。それでその入居後それぞれ年数が違う方がいいんじゃないかなというご意見でございますけれども、基本的にはその余り出入りがないんだろうということを前提にしてございます。1年、2年で退去入居を繰り返すようでは、多分それは定住ではないんだろうなと。やはりある一定期間は皆さんそこにお住まいになって足元を固めて、それから自分で家を建てるとかもう少し条件のいいところに引っ越しなさるとかということだと思うんです。されば、入居後というよりもそのこちらであらかじめ年数を決めてやっていったほうがわりやすいんだろうというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） なるほどと言いたいんですが、そのやはりこれは出たり入ったりというふうな問題も出てくる場合もありますが、今人気がいいんですよね。出だしいいようですか。これから都市のほうでも地方移住を考えている若者がふえてきているというようなニュースもあります。それで、先ほど言った情報施策の強化と言ったのはそういう意味も含めてあるんです。そしてその移住の希望者がどんどんふえてきた場合には、どこか勝手に住居を見つけてくださいとはなりませんよね。できるだけ町でその住居を提供していくというような形になるんだろうと思いますよ。それであれば、そこが1つの移住者の魅力でもありますので、提供していった上で附則として、附則というかそのつけ加えて家賃も入居後5年間はそれじゃあ半分にしますからというようなことになりますと、ますますその移住者にとっては何て言いますか、いい状況になるのかなとそう思っての提案なんです。その辺あたりどうです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 建設課長もちょっと答弁しましたが、災害公営住宅が鋭意進んでございます。それで災害公営住宅の今後の動向、いわゆる空き室の動向ということも当然我々視野に入れなければいけません。したがいまして町営住宅というものを、こう言っては大変失礼なんですが、のべつ幕なしどんどんつくっていくということになると、これはまさしく町の財政負担だけが大きくなっていくということになりますので、その辺踏まえながら検討していかなきやいけない問題だというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうすると、今これからつくるなければならない、また今までできた中でのあきがあるんですが、これがやはり将来的に空き室が固定されるような状況になった場合は、それを転換していくというような考え方もあるということですね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然、空き室のままにしておくというわけにはまいりませんので、将来的にはそういうふうな使い方にせざるを得ないだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） やはり、町外から来ていただくためには、そういうその方々の身にできるだけ寄って、環境を整えてやることがやはり一番のメリットになるのかなと思いますので、そういうその考え方を随所でやっていただきたいなと思います。

それで、情報施策の展開ということで、東京にふるさと回帰支援センターなるものがあるん

ですね。御存じですか。これNPO法人なんですけれども、ここでは全国からの移住希望者の相談を受けて、それで各県市町村に取り次いでいるというような、そういうその役目を果たしているんです。ここにその連絡といいますか、取りつないでいろいろ話を聞いたんですが、ここによりますと宮城県は人口減少問題に対する意識が低いというような見方をしているんですね。それはなぜですかと、やはりその震災のためですかというような問い合わせをしたら、いや違います、それは宮城県は東北6県の中核都市になっている、それでその宮城県の県庁が人口減少問題に余り関係がない仙台市にあるためだっていう、そういう分析です。だからなるほどそういう見方もあるんだなと。そうすると、我々この震災を抱えながら、そしてその人口減少に前向きに対応していくのも、その宮城県全体で悪い環境の中でやるからこれ大変なのかなと、一時そのような解釈もしたんですよ。それで、県はようやくこの8月から東京にその移住サポートセンターを開設したと。ここにつないでいるのは、県内では丸森町があるんですね、これ2年前からだと。加美町が4月からだと。それでその宮城県は少ないので、各市町村で直接ではなく県を通していろいろ情報提供といいますか、そういうことをやっているんだと。そのような話をいただきました。やはり個々のいろんな調査等々をやっているんでしょうが、地方に移住を希望する相談というのが2013年は約1万件ぐらいあったそうです。それで、5、6年前の5倍という。このうちの5割強が20代から40代だそうです。若い方々だそうです。それで、なぜその望むかといいますと、食の安全への意識、それからその田舎暮らしがしたいという。そのようなことで、またその地元の活性化に貢献したいと考える若者も相当目立ってきているというようなことでありますて、こういうようなところをつないで通して、いろいろ我が町のその状況をPRしてどんどんと入ってきてもらうような、これから施策といいますかその進め方、これをやったらしいんじやないのかなと思いまして今話しているんですが、どうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監兼地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） お答えさせていただきます。

情報手段、その広報という話だと思いますが、先ほどお話をいただきました宮城県の移住サポートセンターについてですが、先日宮城県の担当の方とお話をさせていただきました。その際に私のほうからも、その仙台に設けるということはその仙台に集中するのではないかという問題提起をさせていただきまして、そこは各市町村きちんと平等にそのさまざまな各町、各市町村が取り組んでいる施策や利点等を説明するというご回答をいただいております。情

報の発信については、ほかにも総務省のほうでやられている全国移住ナビというものもありまして、当然当町としてもうちの町のホームページにリンクするような方策をとらせていただいております。これについても、一度つなげば終わりというわけでは当然ございませんので、引き続き移住定住の促進につながるようなページになるように見直しをしていく必要があるかと思っております。最後に、来週ですけれども東京のほうで地域仕掛け人市というものが開催されます。そこには宮城県のブースも出店するんですが、我が町も限られた予算の中ではありますが、その中で工夫をしてそこに出店をしようと考えておりますし、そこで東京圏の方で一応考えておられる方にPRをしてこようかと思っております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） これから、県のほうも力を入れていくんだと思いますが、その中でも優先という言葉ではなくて、真っ先に常に県とのやりとりを旺盛にしまして、我が町のその移住というものを活発化していくかないと、最後は危機を感じるわけですから。それで、やっぱりその他町村と同じようなことをしていくはだめなんですね。だからよほど、あそこ変わっているなぐらいのやり方しないと、なかなか目を向かないというようなところもありますので、その辺あたりに力を入れていただきたいなと思います。

それで、この田舎暮らし望む方々は、やはり大都会のその少子優先型ですか、こういうことから何でいうか回帰主義の改革ですか、こういうことが必要だとまで言われております。それはなぜかというと、見合った職がなかなかなくて移住した場合に収入が減るということでありまして、やはりその減った収入に合わせた生活をしなければならないというよう、1つのそのなんかネックみたいなものがあります。そういう面について、町のほうでそういう面についてもやはり支援というものが必要になってくるのかなという。そういういろんな角度から支援しないとなかなか我が町には来ていただけないのかなと、そういういろんな話を聞きまして感じたようなわけであります。いずれにしても、国がやるその施策に準ずるだけではなくて、やはりその地方の実態を国に強く訴えていくという、こういうことが逆転の発想とも言うんでしょうが、これからますます大事になっていくのかなと思いますので、何回も言うようですけれどもやはり同じことを、他町と同じようなことじゃダメですので、もっともっと突っ込んだやり方をしていただきたいなと、そう思います。

次に、交流人口というようなことで、町長、交流人口の増加策の柱といいますと、私はその観光振興かなと考えているんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、交流人口をふやすということについては、当然今ご指摘の部分だというふうに思います。何回も私お話しておりますが、観光という分野につきましてはこれは一次産業に対しての波及効果、あるいは二次産業に対しての波及効果、大変大きい産業でございますので、そこは我々としても従来どおりこれからもその辺については意を用いながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） それでその交流の場として、道の駅の計画があるわけですが、当初説明によりますとここは何ていいますか、トイレといいますか、そういう意外と我々が期待したものよりは殺伐とした内容かなと思って受けとめておったのですが、どうせつくるんですからこういうようなことも交流の場に大いに利用できるような内容にしていったほうがいいのかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監兼地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） お答えさせていただきます。

道の駅の整備につきましては、今現在町のほうでその整備の計画について検討しているところではございますが、議員ご指摘のとおりさまざまな方の交流拠点、これは観光客だけではなく当然ながら今現に住んでいらっしゃる住民の方々の拠点も含めまして、どのような形が最もよいのか、その規模や設置する施設について現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） それでその観光客、昨年のその入りというのが大分減っているようですね。この要因として、何ていいますか支援に入られた方々が減っているようなのを挙げておられるようですが、やはりそのいつまでもそういうその何ていうか、層ですかね、そういう層を振興の軸にしているというのは、やはり先細りになっていくのかなと。その我が町の本来の観光客の、何ていいますか本来のそのあり方といいますか、そういうものに軸足といいますか、移していくような状況になってきたんではなかろうかなと。我が町の何ていいますか、観光資源というものはもうすばらしいものがあるわけです。そういうものを十二分に活用しながら、新しいその観光ルートとか、これも何回か前の議会で提案してはいるんですが、つくろうと思えばいろんなそのルートがつくれます。その辺あたりを考えてやって

いく必要があると思いますが、その辺あたりのその考え方というのはどのように思っていらっしゃるか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これまでうちの町にお入りいただいた方々は、多分多くは復興支援という形の中でお入りになった方々が圧倒的だと思います。昨年はちょっと減りましたが、一昨年ですと震災前のいわゆる9割近くまで、8割ちょっとぐらいかな、まで入れ込み数については確保できたということですが、この間ちょっと昨年の入れ込み数のちょっと詳細を見ますと、さんさん商店街とそれから伊里前の復興商店街、こちらの入れ込み客の減がそのままそっくり南三陸町の観光客の入れ込み数減とつながってございます。ある意味、これは今の状況、今インフラ整備が全くできてございません。したがいまして、これをインフラ整備ができた後にどのようにもう一度これを盛り返していくかということは、これは作戦としてやっているかなきやいけないと、そういうふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） やはりその年月がたてば、たつと状況も変わってきますので、いろいろその戦略というか計画を変えながら、そのときそのときに合ったような有効的な成果が出るような手の入れようにしていっていただきたいと、そのように思います。

時間もあれですが、いろいろとこれまで施策というようなものは数々練りに練って打ってきましたと思うんですが、この今ここでその施策の検証、検証をしてその改善というものは必要になってくるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これまでやってきたことが全くだめということではなくて、一定程度、一定程度というよりも成果出てきた部分がございます。宮城県内の自治体でも、いわゆるその交流人口、観光分野におきましては宮城県も含めて南三陸町の取り組みということについては、デスティネーションキャンペーン含めて大変高い評価をいただいてございます。新しい展開ということでお話をさせていただければ、インバウンドの取り組みということについては議員の皆様方も篤とご承知だと思います。昨年、台湾赤十字の御礼ということとあわせて、インバウンドの誘客ということでお邪魔をさせていただきまして、ことしの3月に台湾のほうからも学校の先生方、あるいは旅行業者の方々おいでをいただきまして、この秋以降5団体が南三陸町にお入りになるということになりますので、そういった新たな視野も含めて今我々は取り組んでいるという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 先ほどこの問題に取り組むことについて、前質問者が後段のほうでお話されたようですが、やはりその結果を出している市町村、先ほど名前が出ましたその邑南町です。ここへ私も一緒に行ったんですが、印象としてその取り組む姿勢、町長から始まり全職員の姿勢が切々と感じるという。それで、そのわかりやすいという、とにかくその町民の力を借りて町民の理解を得て、そして人口をふやしていこうと、それでこの人口をふやすための施策に講じる財源のために、ほかの通常やっているその事業ができないことも出てくるという、そういう場合のことを想定して町民に何回となく説明して、そしてそれはごめんなさいというようなことで集中してその人口対策に取り組んできたという、そういうその効果があらわれているというようなお話を聞いてきました。別に皆さんがその姿勢が悪いと言っているんじゃありませんよ、皆さんも一緒に一生懸命やっているんです、一生懸命やっているんですが、もっと最初にさつきお断りしましたが、もっとやっぱりやるべきであろうなと。むしろ町民のほうからは、期待をもらっているのかなという、だからそういうところもありますので、そのようなことでやはりこのような結果を出している自治体を参考に、やはりいいものは取り入れてやっていく必要があると思いますので、その辺ひとつ頑張ってやっていただきたいなと、そう思います。

次に、これも前に何回か聞いておったんですが、財政への影響ですね。先ほどちょっとありましたが、その影響の対策にかかわるその財源というものの考え方です。この人口問題というのは、恐らく長く続くんだろうなと思いますので、長く続けば施策は次々と打っていかないとなかなか進まないのかなと。施策を打つためにはやっぱり財源がついて回るわけですので、財源というものを何というのか、確立されたその財源というようなものがこれから必要になってくるのかなと思いますが、その辺あたりの考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段の部分でちょっとお話をさせていただきますが、職員の今お話になりますて、基本的にいい面を取り入れるということについては私も否定するつもりはございません。しかしながら、全く被災しないで町政運営をしている町と、7割も家がなくなった壊滅した町と、職員と同等レベルでご議論をするのは、申しわけないんですがちょっとそこはお控えをいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 予算は議員ご承知のとおり、単年度主義でございますので、当然当

初予算の編成時に予算の基本的な考え方である、入るをはかって出るを制すという、この基本的な考え方をこれからもずっと通していくべきでございますし、当然通常のその町の財政構造から言って大体普通交付税の額の大体倍額ぐらいが予算規模になっていくという。これは恐らく人口が減っていく状況にあっても、その構造は変わらないんだろうなというふうに思ってございます。したがいまして、当然予算編成時に推計値で普通交付税の額を大体推しはかった段階で税収等の額も確定いたしますので、その中にあって各種事業、施策については基本的には全てゼロベースで考えて、当然先ほど高橋議員お話のとおり、もしかすると町民に我慢をしていただかなければいけない事業も出てくるかもしれません。そういったところを取捨選択しながら大きな影響を及ぼさないような形で財政運営ができるように、常に配慮してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今、町長のその答弁、わからないわけではないです。わかっているんです。頑張っているんですよ。でも、やはり国がやはり人口減少について地方創生などというような不安をつくって進めてくるということは、嫌でもやらなくちゃならない、上から押してくるわけです。嫌々やるよりも、もう少し頑張っていただいてやったほうが気分的にいい感じでやれるのかなと、そんな思いもあるんです。皆さんが何もさぼっているとか、やらないとか、そういう意味合いでではありませんので、そこは誤解しないようにしてください。

それで、その財源の対応、さきに紹介したところでは過疎対策事業債ですか、これがソフト事業にも使えるようになったんでしょう。これを相当有効に使っているようですが、ただこれはなんか22年と24年に改正されまして、32年までとなったようですが、その後のその財源の準備も必要じゃないのかなと、少し先の話ですがそういうような考え方もあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） あくまで過疎債といつても、これ基本的には地方債、借金でございますので、たとえ今年度国税での財源措置があったにせよ、余り地方債の乱発というのはいかがなものかなというふうにも考えてございます。基本的には、やはり経常的な一般財源をベースに予算編成をすべきというふうに考えてございますので、あくまで依存財源である地方債については、補完的な財源という位置づけでこれからも見越していきたいなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） たしかにですね、過疎債は100%もらえるわけありませんので、ただ7割ぐらいは返ってくるんでしょう。その辺あたりの使い方ですね、その辺あたりうまく使ってやっていくべきだろうなと、そう思います。それで、今その人口減少問題だけではなくて通常のその事業において、なかなか予算が追いつかず町民の要望に応えられないというような部分も多いわけです。それで今その各、全国で国が奨励しているんですから、そのふるさと納税ですか、それがかなり大規模というか大いに利用している都道府県がふえてきているわけです。中には10億超えているところもあるんです。あるいは、村民税、町民税よりも上回るなんていうようなそういう自治体もあるんです。一概にその額だけは言われない部分もあるんです。結局この前質問したときに、返礼品の過激するというようなことは行政としていかがなものかというような町長の答弁もありましたので、そういうことも含めていくと、例えば1億あったって1億何も丸々使えるわけではないんだけれども、ただ大いにそういう利用方法というものを国が奨励し、またそれに乗って納税する方々が優遇されているわけで、やはりこの辺あたりもう少し力を入れてもっと取り組んで協力いただいて、いろんなできないような部分に回す必要があるのかなと。これ施策じゃなく、政策になるのかなというような考え方をしているんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ふるさと納税のお話でございますので、私からちょっとお話をさせていただきますが、基本的に8番佐藤議員からもふるさと納税のご質問をいただいた際にちょっとお話をさせていただきまして、今高橋議員も紹介していただきましたが、その返礼品の問題が果たしてこれほど華美になっていいんだろうかという、そういった流れが総務省も懸念をいたしております、各自治体に対して華美なそういった返礼ということについては自肅をしていただきたいというお話をいただきました。前にもお話したように、震災前のふるさと納税につきましては、実は返礼品を一番最初に、多分県内でですよ、県内で返礼品を一番最初にスタートしたのはうちだと思います。それは華美ではなくて、当然応分のということをやらせていただきまして、町内の特産品を贈らせていただきました。当然、当然といいますか、震災前は南三陸町が県内でふるさと納税ずっとトップの地位を占めてございました。今、県内の位置がどれぐらいになるかというのはちょっと認識をしてございませんが、今南三陸町震災後のふるさと納税約3,000万から5,000万ぐらいということです。これは震災前よりもはるかに多い金額だということです。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 以前にもこういう話はしているから、余り何件も同じようなことは話さないようにはしたいとは思いますが。今、総務省ですか、総務省がいかがなものかというようなことで指示を出しているようありますが、そう言いながらこの何ていうか、納税制度の改革しているんですね。だから言うこととやることが逆になってきていてね。それでそれを大いに利用しないほうが損しているみたいになってからにさ。そういうような傾向があるのかなと。過熱だって、過熱すぎはいかがなものかっていうような指摘しても、実際にそのやっているところがそういうその積極的な取り組みをしているところと、そうでない取り組みの給付金の差というのは大きな差があるんですね。福島県の湯川村ですか、これ3万円以上しても米60俵だと思うんですよ。60俵じゃない、60キロ。6万以上だと120キロだそうです。都会の人6万円やって、それで税金は控除、米は1年食うぐらいもらうという。これとんでもないいい話ですよ、これ。やはり町民はこれ乗りますよ。これ打ち出したのは、国ですから。国が今さらそれがいいのか悪いのって、そういうことを言うっていうのはいかがなものかなと、そういう感じもするんですよ。だから、これおくれてしまっては何かメリットというのが余り出てこないのかなと。ですから我が町も、余り遠慮をなさらずにやったほうがメリットがあるのかなと、そう思いますのでもう少し力を入れていただきたいと思います。担当課どうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 耳の痛いところですが。言い訳するわけではないのですが、最近新聞に載っているところをよく見ますと、この間まではほとんど納税なかったところなんです。それで、にわかにいろんな町が知恵や工夫を出して10億ぐらいということで、先ほど町長申し上げましたようにうちのほうはおおむね3,000万円ぐらいずっと推移しておりますし、それから返礼活動も続けてまいりました。もともとこのふるさと納税の制度というものを原点に考えますと、これ税制になりますので、それで国は今その税制を拡大して納税をしやすいようにやっているという。一方で、この使い道は何かというと、納税をする方がどこかの地方を私応援したいんだということになる、単純なところだと思うんです。それで、どうも最近は米だとかやれ牛だとかというものを、ニンジンをぶら下げるこによって納税額を獲得するという、そういうスキームになっているので、私はもう少し原点に返ってやるべきなんだろうと。ただ、確かに高橋議員おっしゃるように税制の枠が拡大されているということは事実ですから、それを利用してもう少し手間かけるということはやはり必要なんだろうなとは思いますが、そこは少し検討したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） わかるんです。何もやっぱり遠慮しながらもやはり前に進んでいるほうがよろしいと思います。この全てにおいて、地方創生法案もそうなんですが、やはり何でありますか、生き残りといいますか、知恵比べといいますか、他の自治体よりも優れたといいますか、いい計画を出さないと認められない、そのような傾向でありますので、何回も頑張れ頑張れというと、頑張りたくなるもんでさ、頑張れとは言わないけれども、財源が何でも基本になりますので、財源確保のために努力していただきたいと思いますので、これで1件目を終わりたいと思います。

続けてよろしいですか。2件目ですが、2件目道路整備についてであります。

震災時に海岸を走っている県道、そして町道が瓦れき等々により、あるいは破損によりその通行が全く不能になった。その際に、人命の救助、あるいはその物資等の搬入に相当役に立った、そういうその重要な路線があるわけですが、この改良整備計画というのはどのようになっているのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1問目で時間切れになるのかなと思って心配をしておりましたが、やつと2問目に入りました。では、道路整備についてお答えをさせていただきます。

震災直後の町内の道路状況としましては、主要道路である国道45号、国道398号を初め沿岸部の県道主要町道が津波による損壊や瓦れき等により使用できない状態であったために、被災を受けた地区への救援物資等の運搬については被害の少ない山沿いの道路等を利用して運搬せざるを得ない、そういう状況でございました。道路交通網の整備につきましては、三陸沿岸道路を初めとする国県道の上級路線と主要幹線町道のネットワークが図れるよう計画的に実施してきたところであります。しかしながら、震災により主要道路が被災を受ける中、主要ネットワーク外の路線が物資等の搬入、住民の避難路として活用された実績を踏まえ、新たなネットワークの構築に向けて整備対象路線のリストアップを行っているところでございます。今後、海岸における防潮堤、河川護岸堤の整備が完了した後は、L1レベルの津波により浸水等の被害を受ける道路はないものと考えております。リストアップした対象路線における緊急度、優先度等を精査した上で新たな道路整備計画を策定してまいりたいと考えております。交通網の整備につきましては、防災上の観点からはもとより、地域産業経済の振興を図る上からも重要なことでございますので、今後とも住民の利便性、交通の円滑化を図るべく主要幹線町道の整備を促進してまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 時間も迫っておりますので、簡単に質問してまいりたいと思います。

いろんなその町道あります。整備が迫られている町道たくさん出てきます、日に日にふえてきております。ここでその取り上げるのは、館・稻渕線ですか。これは、この辺は新町建設計画にもあったと聞いておるんですが、その建設計画これ今も生きていると思うんですが、そういう中に含まれている道路の整備というのはどうなっていくんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ご質問のとおり、建設課にくる要望なり陳情なりで一番多いのが、震災前から現在もそうですけれども道路が一番でございます。そういうわけで、新町建設計画の中でも当時想定をされている部分については掲載されているというふうに考えておりまし、現在それについても大きく変更はされていないというふうに理解はしているところでございます。ただ、町長答弁にございましたとおり、この震災を踏まえてこれまでの要望があつた路線、それから震災後にあつた路線を全て舞台に上げて、どれが最優先に整備すべきかという作業を今しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 優先度のリストアップというふうなことでありますので、今やっているんだろうとは思いますが、この道路をあの辺一帯何ていいますか、低地が続き海がすぐ近いわけです。今、総合支所が計画されている平成の森ですか、これ歌津の分においては行政のその中心になるんだろうと思います。今後、いろんなその災害等々があった場合でも歌津の場合はあそこが中心になるんだろうと、本拠地はこっちになるんだろうと思います。それでここにつなぐに、何ていいますか、その最適な道路じゃないのかなと。この路線の今高台で移転で随分上がっているんですが、この路線に民家が相当ふえてきております。ですから、その利用頻度がこれからはどんどん高くなるのかなという。そういうこれからとの見通しの中で、やはりこれは早く整備するべきだなと。前々にも、いろんなその地権者との絡みもあったようですが、これ以上は難しいところですが、そういうところもクリアしながら早く整備し、そして今もその避難路の選定というかそういうふうな計画もしているんだろうと思いますが、避難路として位置づけるべきであろうと思います。海岸からのすぐ高いところへの避難、これは適しておりますので多分優先度が高いと私は勝手に思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 周辺1キロ300メーターほどたしかあったかとは思うんですが、1つは合併前に約半分改良が終わっている、それから防集団地の関係でまた何百メーターか整備が進んでいるという。ある町道500メーターぐらい残っているかと思っております。議員御存じのように最終的に改良したときに、県道にどの位置で接続させるかということが多分改良を進める上での最大のポイントになるんだろうと思っています。現道、路線的には2カ所候補路線がございますけれども、どちらもそこに交差点改良するとなつたときにかなり周りに対する影響が大きいということで、議員おっしゃる意味をよく十分理解はしておりますが、多分そこの解決を図らないとなかなか難しいんだろうと思っております。それから避難路の考え方ですけれども、これいろいろ議論はあるんですけども、基本はやはり徒步で避難をするというのは基本だと思ってございます。ただ、そうじゃない方については車ということが町の防災対策上の基本でございますので、避難路としてはどうなのかなと思ってございます。ただ、繰り返しになりますが進める上ではやはり交差点の問題を一番最初に解決をしないと、どこに道路をぶつけるのという議論になりますので、そこは多分時間がもう少し、町だけじゃなく県、それから公安当局も含めて協議しなければならない事項でございますので、少し時間がかかるのかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 地元の要望も強いわけでありますので、その辺を考慮しながら余り時間をかけないように、いい方法で進めていっていただきたいとそのように思います。
終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で高橋兼次君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明4日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明4日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時41分 延会